

全国健康保険協会群馬支部健康づくり推進協議会 (10回)

平成30年8月20日(月)
群馬県公社総合ビル4階 第1会議室



■ 議事次第

- 1 開会
- 2 支部長挨拶
- 3 議事
 - ・ 群馬支部の状況について
 - ・ 群馬支部第2期データヘルス計画進捗状況について
- 4 その他
- 5 連絡事項
- 6 閉会

健康づくり推進協議会とは

全国健康保険協会群馬支部健康づくり推進協議会設置要綱 (抜粋)

1 趣旨

この要綱は、全国健康保険協会(以下「協会」という。)の加入者の疾病予防や健康増進を目指し、関係者間で密接な連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進していくための必要な提言や助言を行う「健康づくり推進協議会」(以下「協議会」という。)の設置・運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 目的

「協議会」は、中長期的な観点から全国健康保険協会群馬支部(以下「支部」という。)における保健事業を円滑かつ効果的に推進するため、全国健康保険協会群馬支部長(以下「支部長」という。)に対し必要な提言及び助言を行うものとする。

3 委員及び委員の委嘱

協議会の委員(以下「委員」という。)は、13名以内(支部長を含む。)とする。

協議会は、次に掲げる委員をもって構成するものとし、支部長が委嘱する。

- 被保険者代表(健康保険委員代表)
- 事業主代表
- 保健医療関係者
- 学識経験者
- 行政やその他必要と認められる者

なお、協議会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聞くことができるものとする。

4 任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員から任期満了1か月前までに辞退の申し出がない限り、再任することとする。

5 議長

協議会に議長を置き、委員の互選により選任する。

議長は、協議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を行う。

7 協議会の招集

協議会は、原則年2回開催とし、支部長が招集する。

8 協議項目

協議会は、支部が実施する保健事業の基本方針、計画、手法、評価等について次の事項を協議する。

- 加入者の健康増進に関すること
- 生活習慣病予防健診に関すること(被扶養者に対する特定健康診査を含む)
- 保健指導の実施に関すること
- その他の保健事業に関すること

健康づくり推進協議会任期期間(参考)

- 第1期 平成25年12月1日～平成27年11月30日
- 第2期 平成27年12月1日～平成29年11月30日
- 第3期 平成29年12月1日～平成31年11月30日

協会けんぽの平成29年度決算（見込み）のお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません。

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。
このたび、平成29年度の決算見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

平成29年度決算はどのような内容ですか？

平成29年度は収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円となり、収支差はプラス4,486億円となりました。

収入は、前年度に比べ3,265億円の増加となりました。これは保険料を負担する被保険者の数が3.9%増加したこと、被保険者の賃金が0.6%増加したことにより、保険料収入が増加したことが要因です。

一方、支出は前年度に比べ3,765億円の増加となりました。支出の6割を占める保険給付費については、前年度から2,366億円増加していますが、これは加入者数が2.5%増加したことが主な要因です。

また、支出の4割を占める高齢者医療に係る拠出金等については、前年度から1,235億円増加しました。これは、高齢者医療費の伸びに加えて、近年、拠出金の伸びを抑制していたライナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響がなかったことが要因です。

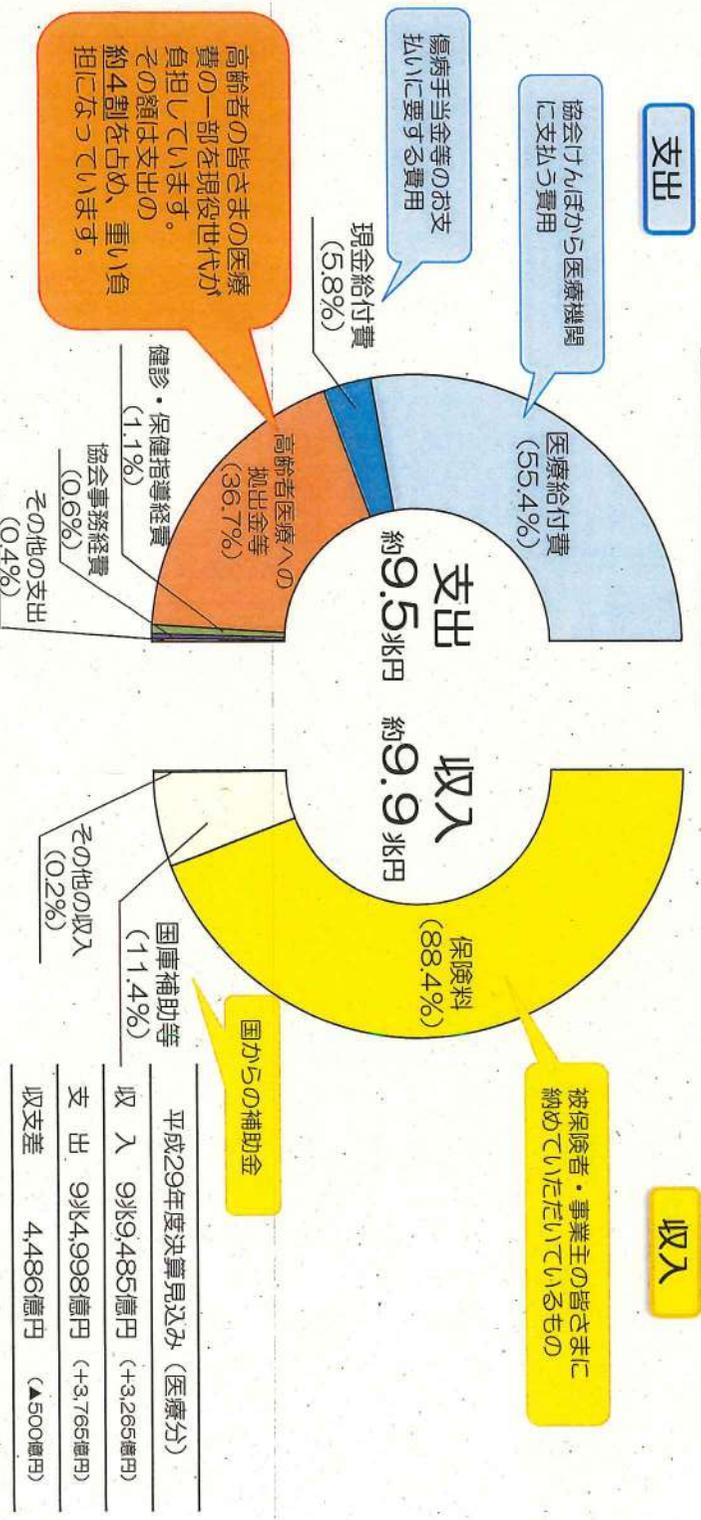
この結果、29年度の収支差は、前年度から500億円の減少となりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

29年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回っており、収支差が前年度から500億円減少しています。このように保険給付費の増加のほか、拠出金等について、制度改正※により伸びが抑制されている29年度においても大幅に増加し、収支差は減少する傾向があることについて、十分留意が必要です。

※ 後期高齢者支援金計算における総報酬割の導入（これにより支援金負担（支出）が減少する）や退職者医療制度の新規適用の終了（これにより退職者給付拠出金負担（支出）が徐々に減少する）

協会けんぽの平成29年度決算見込み（医療分）



収入

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいているもの

支出

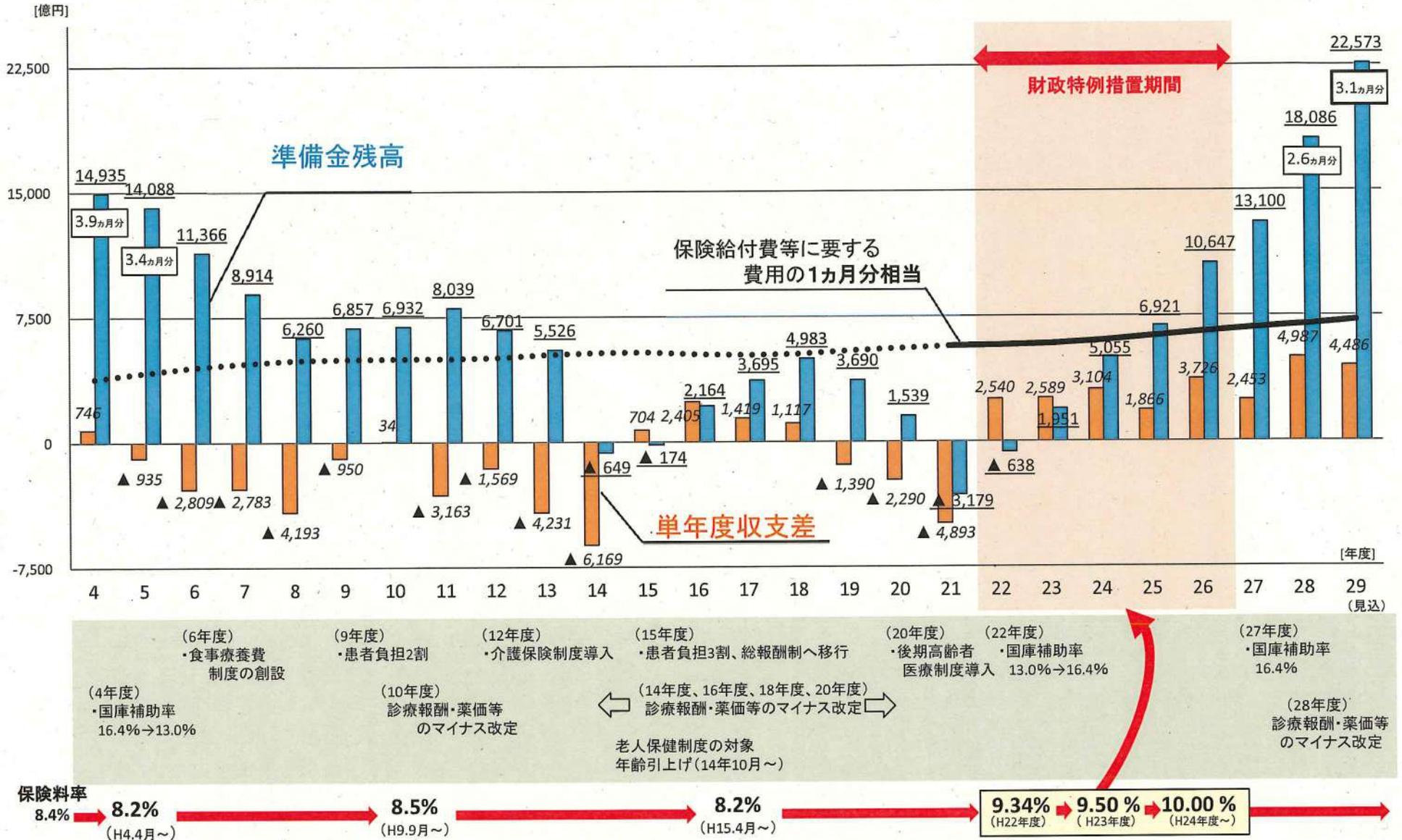
高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は支出の約4割を占め、重い負担になっています。

平成29年度決算見込み（医療分）	
収入	9兆9,485億円 (+3,265億円)
支出	9兆4,998億円 (+3,765億円)
収支差	4,486億円 (▲500億円)
準備金	2兆2,573億円 (+4,486億円)

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

※カッコ内は対前年度比

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

群馬支部の状況

■群馬支部の規模(加入事業所の推移)

年 月	事業所件数	増加数	事業所数(全国)
平成29年10月	31,434件	2,447件	2,073,937件
平成28年10月	28,987件	1,761件	1,941,946件
平成27年10月	27,226件	—	1,817,643件

■群馬支部の加入者数(被保険者数) ※()内は任意継続被保険者数再計分

年 月	被保険者数 (任意継続被保険者数)	増加数	被保険者数(全国)
平成29年10月	360,955(3,036)件	14,580(▲322)件	23,116,492(256,660)件
平成28年10月	346,375(3,358)件	10,674(▲184)件	22,257,475(270,343)件
平成27年10月	335,701(3,542)件	—	21,448,405(280,426)件

■群馬支部の加入者数(被扶養者数)

年 月	被扶養者数	増加数	被扶養者数(全国)
平成29年10月	254,305件	1,539件	15,596,701件
平成28年10月	252,766件	417件	15,497,956件
平成27年10月	252,349件	—	15,436,686件

■群馬支部の標準報酬月額 averages

年月	群馬支部	増加額	全国
平成29年10月	288,972円	2,801円	287,538円
平成28年10月	286,171円	2,849円	285,146円
平成27年10月	283,322円	—	282,482円

※標準報酬月額とは？

・毎月の給料等を基に保険料などを計算します。しかし、そのまま使うのは各人の給料体系は様々で、かつ変動するため、
一定の幅で区分して、仮の報酬月額等を定め、計算の基礎としています。健康保険料額は、1等級から50等級に区分け
しています。

※「群馬支部の規模」から「群馬支部の標準報酬額」の数字については、協会統計資料より出典

■群馬支部の健診対象者数 (40歳～74歳・事業報告書等より・()内は被保険者数を再計)

年月	群馬支部	前年度からの増加件数	全国
平成28年度	294,046件(223,223件)	11,768件	18,255,300件
平成27年度	282,278件(211,909件)	9,384件	17,463,173件
平成26年度	272,894件(202,728件)	—	16,866,597件

■群馬支部の健診受診者数 (生活習慣病予防健診一般健診利用者・事業報告書等より)

年度	受診者数(40歳~74歳)	増加数	全国順位
平成28年度	120,118件	4,750件	21位
平成27年度	115,368件	7,400件	17位
平成26年度	107,968件	—	—

■群馬支部の事業者健診結果データ取得件数(事業報告書等より)

年度	受診者数(40歳~74歳)	増加数	全国順位
平成28年度	6,200件	3,387件	42位
平成27年度	2,813件	▲471件	45位
平成26年度	3,284件	—	—

■群馬支部の健診受診者数 (被扶養者・特定健康診査利用者・事業報告書等より)

年度	受診者数(40歳~74歳)	増加数	全国順位
平成28年度	15,830件	1,880件	22位
平成27年度	13,950件	145件	35位
平成26年度	13,805件	—	—

■協会けんぽは、加入者の健康の保持増進、加入者や事業主の意識向上、疾病予防、重症化予防などによる将来の医療費の抑制などに資することが挙げられます。

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

※年齢等の条件がございます。

①被保険者の【生活習慣病予防健診】

→胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、特定健診、婦人科検診等がございます。

②被扶養者の【特定健康診査】

→診察、血圧測定、尿検査などの基本的な健診等がございます。

■労働安全衛生法によって事業主に義務付けられている「定期健康診断(事業者健診)結果データの取得業務」を、協会けんぽは保険者として義務付けられています。

○定期健康診断(事業者健診)結果データ取得は、なぜ必要か?

→特定健康診査と定期健康診断(事業者健診)の健診項目が重なる部分があり、法律で保険者が事業主等に求めたら、求められた事業主等は提供しなければならないと明記されていることを根拠に勧奨等を行っています。

→平成30年度より、「インセンティブ制度(報奨金)制度」が導入。特定健康診査の受診者数も計算に参入されます。

→健診結果データを協会に取り入れることで、特定保健指導の案内もできます。

■群馬支部の健診受診者数向上に向けた課題等

○定期健康診断(事業者健診)結果データ取得について

→協会けんぽが健診の一部補助を行っている「生活習慣病予防健診」は利用者が増えている。

この健診は、労働安全衛生法に規定されている「定期健康診断(事業者健診)」の健診項目より多い。しかし、事業所等が一変に健診内容を切り替えることは難しいと考えます。

そのため、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用していない事業主様等に対して、「定期健康診断(事業者健診)の結果データ」の提供を事業主に求める勧奨業務を促進しています。

→平成30年度促進事業の主として、

- ①「群馬産業安全衛生大会」で、群馬労働局労働基準部健康安全課長と連名による勧奨通知を配布(30.7.3実施)
- ②平成29年10月に群馬県医師会長と連名による協会加入医療法人等向けに勧奨通知の周知依頼の実施など、関係団体と連携した取り組みを実施中。
- ③外部委託事業者を活用した電話勧奨等を平成30年8月より実施。

○特定健康診査(被扶養者の健診)について

→特定健康診査を受診されていない理由が不明。そのため、平成30年度の受診勧奨の一部の地区で、アンケートを実施。(30年9月初旬に勧奨実施。)

→市のがん検診と協会の特定健康診査ができる健診機関を一覧表を作成し、特定健康診査対象者にダイレクトメールを実施。(平成30年度事業)

平成30年度は、健康づくりの推進に向けた包括協定を締結している6市と協同により実施。

※前橋市・藤岡市・高崎市・館林市・桐生市・沼田市(平成30年8月7日協定締結)
(協定締結日順)

■ 群馬支部の特定保健指導実施件数・積極的支援・動機づけ支援合計 (被保険者分・事業報告書より)

年 度	対象者数	初回面談実施件数	6か月後評価実施件数	全国順位
平成28年度	25,892件	2,876件	2,406件	39位
平成27年度	24,092件	2,642件	1,701件	40位
平成26年度	22,347件	2,957件	2,057件	—

■ 群馬支部の特定保健指導実施件数・積極的支援・動機づけ支援合計 (被扶養者分・事業報告書より)

年 度	対象者数	初回面談実施件数	6か月後評価実施件数	全国順位
平成28年度	1,360件	32件	18件	40位
平成27年度	1,163件	23件	17件	41位
平成26年度	1,107件	26件	17件	—

■ 群馬支部特定保健指導の課題等

- ・被保険者の特定保健指導については、協会保健師等だけでは対応できない。平成29年度より保健指導専門業者と契約し、合わせて健診機関との契約数も増やし、アウトソーシング(外部委託)を強化しています。
- ・被扶養者の特定保健指導については、特定健診ができる健診機関が、約900件のうち、特定保健指導ができる健診機関が、約240件。同じ健診機関で特定保健指導を受けられないケースもあります。群馬支部では、利用券を利用していない対象者に来所相談等の勧奨や出張相談を行っています。

■ 群馬支部健康事業所宣言(生き生き健康事業所宣言)エントリー事業所数
 ※目標300社以上

年 月	宣言事業所数
平成29年7月末	128件
平成30年7月末	274件

■ 生き生き健康事業所宣言とは?

・近代日本の会社で取り入れられている「健康経営」という考え方に基づいています。この「健康経営」とは従業員の健康を大切にすることで、会社の収益を上げていくといった考え方になります。健康事業所宣言は群馬支部における「健康経営」を推進するための事業であり、宣言いただいた事業所様の健康づくりをサポートしていきます。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

■ 群馬支部の取組みとして、健康ベースプラン(下記の4項目)に基づく、エントリーシートを登録

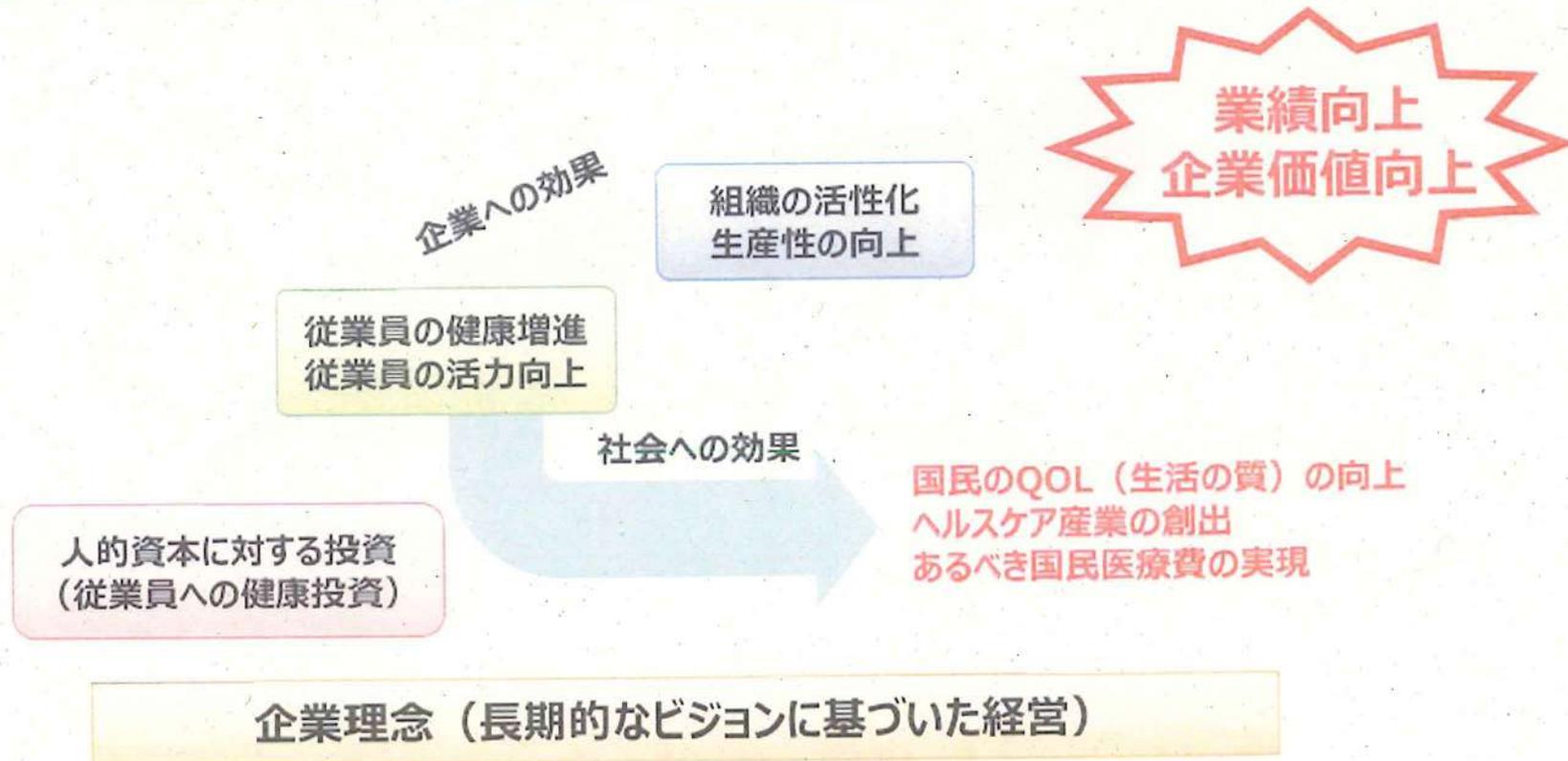
- ①健康診断の実施 ②社員の生活習慣改善を支援(特定保健指導等でサポート) ③検査・治療の推奨
 ④事業所オリジナルプランから1プランを選択

■ 群馬支部・健康優良法人認定制度について

健康経営優良法人	ホワイト500	優良法人認定
2018	1法人	9法人
2017	—	8法人

「健康経営・健康投資」とは

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。**
- 健康投資とは、**健康経営の考え方**に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に**業績向上や組織としての価値向上へ繋がる**ことが期待される。



経済産業省等の健康経営の顕彰制度

新たな顕彰制度の設立

- 「**健康経営優良法人認定制度**」とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、**特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度**です。
- 優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」**することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として**社会的に評価を受けることができる環境を整備**することを目的としています。
- 本認定制度は、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」の2部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

○ 健康経営優良法人認定制度の部門設定

	【大規模法人部門】  健康経営優良法人 Health and productivity ホワイト500	【中小規模法人部門】  健康経営優良法人 Health and productivity
製造業その他	301人以上	300人以下
卸売業	101人以上	100人以下
小売業	51人以上	50人以下
医療法人・サービス業	101人以上	100人以下

生き生き健康事業所宣言 エントリーシートについて

当社は社員の健康増進を図り元気に働く事業所をめざすため「生き生き事業所宣言」を行い4項目について取り組みます。

●健康事業所宣言の流れ等

- ①「生き生き健康事業所宣言エントリーシート」
- ②協会けんぽより「宣言書」等の進呈
- ③社員等への健康宣言の取り組み周知
- ④エントリーシートのチェック項目の取り組み
- ⑤定期的(年1回)に協会けんぽより取り組みクリスト等送付
- ⑥アンケートの好事例事業所等の事業所に状況など訪問確認
- ⑦優良事業所について表彰

注)・事業所の皆様には「健康ベースプラン」及び「宣言書」について取り組んでいただきます。
・エントリーシートの記入方法や取り組み等の協会けんぽにご連絡(027-219-2100)ください。

裏面エントリーシートの記入例

「選択した取組」に○
又はし点を表示してください。
(複数選択可)

記入項目以外で独自の
取り組みがある場合空白欄にご記入ください。

協力機関: 群馬県・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県
群馬県商工会議所連合会・群馬県商工会連合会・群馬県中小企業
群馬県経営者協会・群馬県法人会連合会・群馬県社会保険労務士

全国健康保険協会 群馬支部

生き生き健康事業所宣言エントリーシート

平成 年 月 日

健康ベースプラン

- 次の4項目について取り組みます。
1. 健康診断の実施
 - ・法令に従い、社員に対して「定期健康診断」を実施します。
 - また、扶養家族の特定健診の推奨をします。
 2. 社員の生活習慣改善を支援(保健指導対象者に該当した場合)
 - ・協会けんぽのメタボに着目した「特定保健指導」を利用します。
 3. 検査・治療の推奨
 - ・健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関を受診するように推奨します。
 4. 事業所健康増進対策として下の表の「事業所オリジナルプラン」から1プラン以上選んで取り組みます。(表面に記入例有)
- ※項番28・29を選んだ場合は、その他のプランも併せて選んでください。

事業所住所 事業所名称 事業主名 電話番号 (- -) ④	
ご担当者氏名	(所属職名)
健康管理責任者氏名	(所属職名)
事業所記号(保険証の記号)()	
エントリーシートを提出後、事業所名及び所在地を協会けんぽ群馬支部ホームページ掲載の同意について右のいずれかに○を付けてください。	・同意する ・同意しない

記入押印のうえ郵送またはFAXにてご報告ください
FAX番号 027-219-2106
(全国健康保険協会群馬支部企画総務グループ宛)



事業所オリジナルプラン	項番	選択した取組(チェック)	目標	効能			項番	選択した取組(チェック)	目標	効能		
				高血圧対策	メンタルヘルス対策	健康づくり全般				高血圧対策	メンタルヘルス対策	健康づくり全般
食事	1	<input type="checkbox"/>	ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	嗜好品	17	社用車を禁煙にする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	<input type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆやソースなどを減塩商品に替える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		18	社内で禁煙日をつくる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	<input type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆ差しを量調整可能タイプに替える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		19	就業時間内は全面禁煙にする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	<input type="checkbox"/>	社内で定期的な休日(間食・甘味飲料)を設定する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		20	喫煙室をつくり、空間分煙をおこなう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	<input type="checkbox"/>	「食塩摂取量(男性8g、女性7g、高血圧治療中の方は6g未満)」や「野菜の1日当たりの摂取量」を周知する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		21	敷地内禁煙をおこなう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
運動	7	<input type="checkbox"/>	始業前などにラジオ体操を実施する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	嗜好品	22	喫煙者には禁煙サポートの保険薬局や禁煙外来への相談を勧める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	<input type="checkbox"/>	昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		23	社内で適度な飲酒量(純アルコール20g(日本酒1合、ビール500ml、女性は半分まで)を周知する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	<input type="checkbox"/>	社内で階段利用強化週間・月間などを設定する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		24	社内で休肝日をつくる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	<input type="checkbox"/>	運動イベントを企画したり、県内外の運動イベントへ参加する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		25		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		その他	26	協会けんぽメールマガジンに登録し、社内で情報を周知する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
休養	12	<input type="checkbox"/>	社内で毎朝相互にあいさつ運動を実施する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	27		社内にて体重計・血圧計・体組成計などを設置する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13	<input type="checkbox"/>	メンタルヘルスのためのセミナーを開催する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	28		社内で食後の歯磨きを推奨する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	<input type="checkbox"/>	ノー残業デーを定期的に設定し実施する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	29		メンタルヘルス等の相談窓口や担当者を設置する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	<input type="checkbox"/>	皆が参加できるレクリエーションを企画する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※事業所オリジナルプランの取組項目を「選択した取組(チェック)」欄に○又はし点を表示してください。
記入目標以外に取組がある場合は空白している所にご記入してください。(複数選択可)
※すべての項目が群馬支部のデータヘルス計画の血圧を下げることを目的としておりますので高血圧対策を必須としております。

群馬支部第2期データヘルス計画進捗状況について

協会けんぽ群馬支部 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） （平成30年度～平成35年度）

血圧を下げて健康寿命を延ばそう！

協会けんぽ群馬支部の健康課題

- 1：男女ともに血圧リスク保有者（130/85以上）の割合が高く、更に重症高血圧者（180/110以上）の割合は、男性は**全国4位**、女性は**全国7位**
※特定健診・特定保健指導データ分析報告書（2014 - 2015）より出典
- 2：要治療者のうち未治療者（4.8% 全国平均は3.9%）が多く、未治療者のうち継続して未治療者（34.0% 全国平均は32.9%）が多い
※未治療者への受診勧奨/件数表（平成27年度健診）より出典
- 3：男女とも腎臓病による受診率（入院）は全国平均より高く、外来患者も全国平均より平均24%程多い
※平成8年～23年度患者調査年齢調整受療率（入院・外来）より出典

【上位目標】（10年以上経過後に達する目標）

◆重症高血圧者の割合を10%低下させる

【中位目標】（6年後に達成する目標）

◆血圧リスク保有者を5%低下させる

【下位目標】（中位目標を達成するための目標）

① 受診勧奨の推進

- ◆生活習慣病予防健診実施率を56.6%以上とする
- ◆事業者健診データ取得率を4.3%以上とする
- ◆被扶養者の特定健診実施率を25.9%以上とする

③ 重症化予防事業の推進

- ◆受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上にする
- ◆生活習慣病重症化予防対策を実施する

② 特定保健指導の推進

- ◆被保険者特定保健指導（協会実施分）を8.3%とする
- ◆被保険者特定保健指導（委託分）を6.7%とする
- ◆被扶養者特定保健指導率を5.0%とする

④ 健康経営の推進

- ◆健康事業所宣言事業所を300社以上とする
- ◆健康事業所宣言事業所に対するポピュレーションアプローチを行う

平成30年度保健事業計画(データヘルス計画に基づく、健康づくり事業等の実施)
(抜粋)

■上位目標

- ・重症高血圧の割合(男性1.9%、女性0.7%)を10%低下させ男性1.71%、女性0.63%にする

■中位目標

- ・血圧リスク保有者(43.7%)を2,445人(5%)減少させ41.5%にする。

■下位目標

- ・中位目標を達成するための目標として

- ①受診勧奨の推進
- ②特定保健指導の推進
- ③重症化予防事業の推進
- ④健康経営の推進

【事業項目】

●健康運動セミナーの実施。(6月)

関係団体と連携し、健康づくり事業の展開。加入者の身体活動量の増加を図る

●健康事業所宣言「生き生き健康事業所宣言」事業の促進。(通期)

- ・健康事業所宣言を行うことで、事業主による従業員の健康づくりのサポートを実施(300社以上の宣言を目標とする。)

●活動量計を用いた活動量調査及び運動習慣改善支援の提供を図る(通期)

- ・健康事業所宣言していただいた事業所を主に年間20社/参加者100名を目標とする。

●事業所健康セミナー講師無料派遣(通期)

- ・宣言事業所を対象に年間20社/参加者100名を目標とする。

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画) 健康課題、目標をイメージするシート

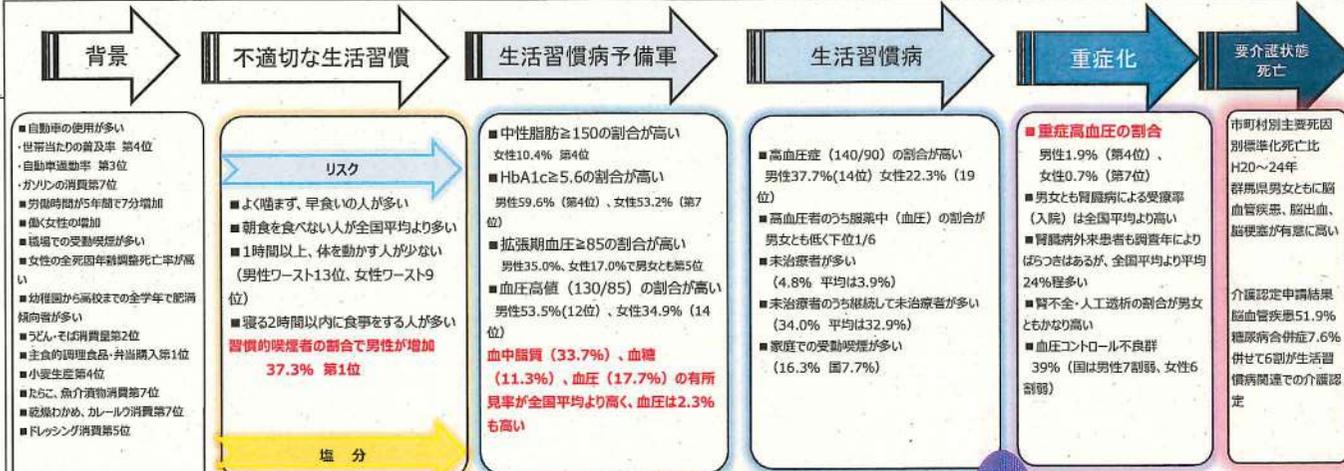
②上位目標を設定する
【重大な疾患の発症を防ぐ】
(10年以上経過後に達する目標)
重症高血圧の割合(男性1.9%、女性0.7%)を10%低下させ
男性**1.71%**、女性**0.63%**にする

③中位目標を設定する
【検査値等が改善する】
(6年後に達成する目標)

健診受診者(40歳以上)の血圧リスク保有者の割合(43.7%)を
2,445人(5%)低下減少させ**41.5%**にする

①対策を図る健康課題を絞る

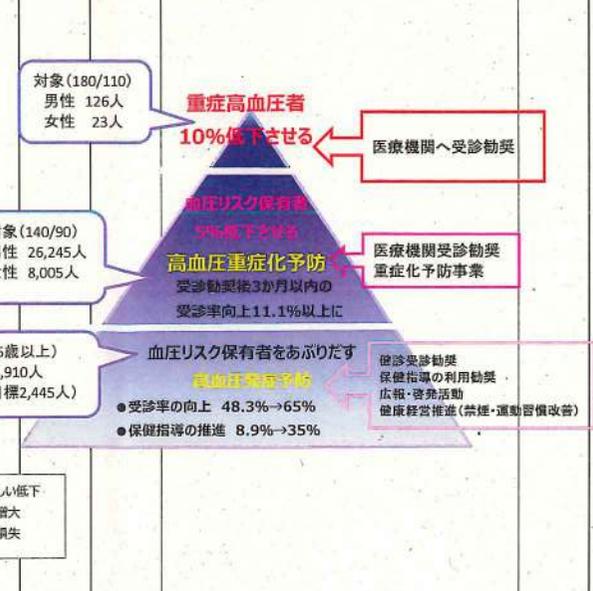
Zスコア等の分析結果や他情報から健康課題やそれ以外に気になること(群馬支部部分の特徴などを診る)



④中位目標達成に近づくための
下位目標を設定する

生活習慣や実施率等がどのように変われば
期待する成果に近付けるか?(数値目標)

事業名	優先順位	下位目標	実施年度
受診勧奨	1 8	生活習慣病予防健診実施率を56.0%以上とする (加入者健診受診率を66.0%とする)	H30~35
受診勧奨	2 7	事業所健診データ取得率を4.3%以上とする (加入者健診受診率を66.0%とする)	H30~35
受診勧奨	3 10	被扶養者の特定健診実施率を25.9%以上とする (加入者健診受診率を66.0%とする)	H30~35
特定 保健指導	4 3	被保険者特定保健指導(協会実施分)を8.3%とする (加入者保健指導の実施率を14.5%とする)	H30~35
特定 保健指導	5 2	被保険者特定保健指導(委託分)を6.7%とする (加入者保健指導の実施率を14.6%とする)	H30~35
特定 保健指導	6 9	被保険者特定保健指導率を5.0%とする (加入者保健指導の実施率を14.7%とする)	H30~35
重症化 予防	7 1	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1%以上にする	H30~35
重症化 予防	8 6	生活習慣病重症化予防対策を実施する	H30~35
健康経営	9 5	健康事業所宣言事業所を300社以上とする	H30~35
健康経営	10 4	健康事業所宣言事業所に対するポピュレーションアプローチを行う	H30~35



現状
課題
事業
取り組み

<p>出典 特定健診・特定保健指導データ分析報告書(2014-2015) 市町村別標準化該当比(2015) 健診2012-2015全受診者のリスク因子推移(都道府県別) 平成20~24年市区町村別主要死因別標準化死亡比 2015年度問診票データの支那別特徴の要約 未治療者への受診勧奨/件数表(平成27年度健診) 人工透析に関する分析(平成22年4月~8月) 平成27年度健診受診者リスト</p>	<p>H28国民健康栄養調査結果の概要 H22国勢調査 交通手段分担率 自動車検査登録情報協会(平成29年3月) 平成28年度県民健康・栄養調査結果(概要版) 社会生活基本調査(平成23・28年度) 定期健康診断実施結果実施結果(平成28年度) H27国勢調査 就業状態等基本集計結果(群馬県の概要)</p>	<p>総務省統計局 家計調査(二人以上の世帯)品目別都道府県庁所在 市及び政令指定都市ランキング(平成26年~平成28年) 28年度前橋市介護保険第2号被保険者介護認定申請結果 H28農林水産省作物統計 学校保健統計調査平成25年群馬県結果 H22平均寿命・健康寿命・死因別年齢調整死亡率の特徴の要約 平成8~23年度患者調査年齢調整受療率(入・外来)</p>	<p>平成28年度県民健康・栄養調査結果[概要版] 第3・4・5次循環器疾患基礎調査</p>
--	--	--	--

評価指標一覧

1 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）、特定健診（被扶養者の方）を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方（40歳以上）の当該結果を協会けんぽにご提供ください。

2 特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方^(※)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

^(※) 腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上、最高血圧：130mmHg以上、空腹時血糖値：100mg/dl以上など。詳細はHPをご覧ください。

3 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

5 後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。
^(※) ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能がある
と厚生労働省から認められている安価なお薬です。

インセンティブ制度の導入で保険料はどのように変わるの？（イメージ）

■標準報酬月額28万円、保険料率10.0%の支部の場合（保険料は労使折半前の金額）

○保険料月額：28万円×10.0%=28,000円



■インセンティブ制度による報奨金で保険料率が**-0.1%**の減算になった場合

○28万円×9.90%=27,720円 **(▲280円)** 年間**▲3,360円**

下位目標	具体策	活動内容	担当者 (誰がどこが)	相手 (誰がどこに)	年間(年度)スケジュール												実施状況(H30.7.25 現在)	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合が11.1%以上となる	32	関連団体やメディアを通じて、広報を行う	地方紙への記事掲載、FM局での放送(年1回)	秋山 秋山あ	マスメディア													実施時期未到来
	33	健康事業所宣言事業所に、二次検査受診勧奨を実施してもらう	エントリー時に取組みを確認する	柳澤 岩崎	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・エントリー受付時、随時実施中。
	34	健康事業所宣言事業所に対して定期的な取組み確認を行う	取組み状況チェックを作成し、28年度までの宣言事業所へのフォローを行う	金澤 柳澤	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・取組み状況チェック表案作成済み。
	35	二次勧奨対象者のうち、回答書にて「受診予定のない」方に対して、受診勧奨を徹底する	対象者への二次勧奨をする(特保支援中の方は、担当者から勧奨)	石関 岩崎	対象者	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6月末(項番39分も含わせて計上) 電話29件、文書18件、面接2社3名
	36	未着分の通知は、資格確認の上事業所宛に配布依頼をする	未着分の配布を徹底する	石関 岩崎	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6月末 57件送付済み。
	37	二次勧奨対象者のうち、回答書未提出の方に対して、再勧奨を行う	一律文書による再勧奨を徹底する	石関 岩崎	対象者	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6月末 328件
	38	二次勧奨対象者のうち、回答書未提出の方に対して、訪問による勧奨を行う	血圧・血糖ともに重症域の方への訪問案内を徹底する	石関 岩崎	対象者	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・受診勧奨用パンフレット購入し、受診を促進中。
	39	回答書において「近日中に受診予定」の方に対して、翌月受診確認を行う	電話・文書による確認を徹底する	石関 岩崎	対象者	-	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・回答書にて「近日受診予定者」に対する受診確認を5月開始。実施件数は項番35に計上済み。
	生活習慣病重症化予防対策を実施する	40	県医師会等へ定期的に報告し、情報共有を行う	年度ごとに、実施状況等報告する(年1回以上)	岸 石関	県医師会	-	○										・5月11日、県医師会に対し協力依頼(実施状況報告済) ・9月23日高病院CKDイベントへの参加依頼あり。出展予定。(6/25打ち合わせ)
41		受診しやすい環境整備を行う	県医師会と連携した専門医リストを活用する	石関	県医師会	○	○										・5月11日、県医師会に対し、腎臓内科専門医一覧表(30年度版)についても連名について協力依頼済。 ・県医師会理事の要望を受け、泌尿器科医一覧表を作成中。保健師等の要望を受け、糖尿病専門医一覧表も作成中。	
42			県と連携した重症化予防対策に着手する	石関	県			○				■	■	■	■	■	・6月18日県庁にて第1回群馬県糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定検討会議に参加。(年内4回参加予定) ・7/30第2回目開催。	
43		重症化予防のための支援を継続する	支援を継続する(2件)	石関 保健師等	受診者	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・受診状況に合わせて2件支援中。 ・新規対象者6月29日訪問、県医師会・利根沼田医師会事務局との連携で主治医と懇談。7月10日2回目訪問。
44		主治医(専門医等)の指示に基づいて支援を行う	専門医等と検討し、支援ツールを作成する	石関	専門医	○	○	○										・4月26日、専門医との事例カンファレンス実施。重症化予防対策についての連携を再確認。今後腎臓病手帳作成に当たり助言を得ることとなる。 ・訪問時に試用品中。 ・H30.9.23CKDイベント共催予定。
45		特定保健指導または受診勧奨対象者から、治療開始となった方について、透析治療等先送りするための支援を行う	専門医等紹介し、受診に至った方への案内を徹底する	石関	専門医	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・H30.5.15支部保健師等研修会において、重症化予防事業について保健師等と支部の連携について確認済み。対象者発生時に随時対応予定。
46		重症化予防のための支援を拡大する	支援を開始する(3件)	石関 保健師等	受診者	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・項番44・45と合わせて実施。

下位目標	具体策	活動内容	担当者 (誰がどこが)	相手 (誰がどこに)	年間(年度)スケジュール												実施状況(H30.7.25 現在)		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
健康事業所 宣言事業所 を300社以上とする	健康経営に参加する事業所を増やす	関連団体との連携により、健康事業所宣言の勧奨を行う	木村 金澤 柳澤	事業所	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・H30.5.25～5.31各商工会議所を訪問し会員に向けての説明機会の協力依頼。	
		データヘルス計画およびインセンティブ制度の導入に係る広報を展開する	金澤 竹之内 阿部	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・「生き生き健康事業所宣言」のDM勧奨により、メールマガジン登録勧奨を実施。(4/23事業所被保険者数50～99人の健康保険委員未委嘱事業所226社) (5/9事業所被保険者数31～49人の健康保険委員未委嘱事業所681社、H30.5.23被保険者数20～30人 1185社、H30.6.7被保険者数15～19人 1023社) ・H30.5.22支部HPにインセンティブ広報掲載
		業種別に広報を強化する	金澤 竹之内 阿部	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・トラック協会広報4月号～連載中である協会けんぽ健康づくり応援ニュース(A4 1面)を掲載。 ・運輸関係への8月広報に向け準備中。
健康経営 (コラボヘルスの推進)	健康事業所 宣言事業所 に対するポ ピュレーシ ョンアプ ローチを行う	宣言事業所の健康課題に対して健康・医療データを活用した「見える化」を行い、フォローアップの強化を図る	石岡 柳澤	事業所	-	-	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・ツール作成済み。7月提供予定。	
		取組み状況チェックを行い、その結果についてフォローアップを行う	木村 石岡 柳澤	事業所	■	■	■	■											・県との連携により、いきいきGカンパニーの所要網を周知した。
		表彰基準を策定し、優良な取組事業所を表彰する	木村 金澤	事業所	■	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・表彰基準のたたき台作成。
		取組チェックの結果から、優良法人認定の申請につなげる	木村 金澤	事業所				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・3法人より優良法人認定申請に向けて来所相談あり。
		宣言事業所に対し、活動量計貸出事業を行い、活動量調査に参加する事業所の拡大を図る	石岡 岩崎 柳澤	事業所	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6月末現在 1社3名貸出。
		宣言事業所に対し、健康セミナー講師無料派遣を行う	石岡	事業所	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6月末現在 4社51名実施。7～8月2社予定あり。
	関係団体等と連携し、健康づくり事業を展開する	木村 金澤 岸	加入者	■	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・6/9運動セミナー 完了 ・6/17桐生けんこうまつり 完了 ・10/6社労士会渋川支部イベント ・10/6～10/7 リーレー・フォー・ライフ・ジャパン2018ぐんま ・10/28健康フェスタinまえばし(やり方を検討中) ・11/17高崎イベント ・5/22の週から今年度連携事業について訪問し調整を行っている。 ・沼田市が新しく協定先として、8月7日に締結式実施→プレスは沼田市より 8/1沼田市長発表 ・前橋市との連携事業進捗確認会議7月11日開催。	

■ 健康事業所宣言のエントリー及び注意点等

● 群馬支部活動方針

- ・この宣言は、群馬支部データヘルス計画の一環として、事業所様と連携した健康づくりの取り組みの一つです。
- ・この取り組みは、日本健康会議の活動方針、「健康なまち・職場づくり宣言2020」の中で、協会けんぽも連携して進めます。

● 健康事業所宣言の基本条件

- ・健康保険委員委嘱事業所であること。宣言と同時に委員登録することも可能です。

● 健康づくり取り組み状況の更新及び報告

- ・健康事業所宣言された後、登録事業所へ、年1回、健康づくり活動の状況の確認リストを送付いたしますので、報告していただき、その中で更新確認も行います。

※他の企業にも参考になる取り組み事例については、協会けんぽ群馬支部ホームページ等により広報させていただきます。なお、掲載についての詳細は直接協会けんぽ群馬支部よりご連絡いたします。

● 健康事業所宣言の見直し

- ・健康づくりメニュー（オリジナルプラン）の見直しなどは随時ご相談に応じます。なお、健康事業所宣言の条件に合わなくなった場合は、取り消される場合もございます。

● 登録費用等

- ・エントリーシートの登録等について費用は一切かかりません。

● その他

- ・役員等（従業員含む）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合はエントリー出来ませんのでご承知ください。

問い合わせ先

全国健康保険協会群馬支部
企画総務グループ

電話 027-219-2100 (代表)

FAX番号 027-219-2106

生き活き 健康事業所宣言 始めます!

協会けんぽ群馬支部の加入者の内、働き盛り世代の重症高血圧の方の割合が男性で全国2位・女性が6位の状況に加え、群馬県民の男性の腎臓病外来受診率が全国1位の状況です。

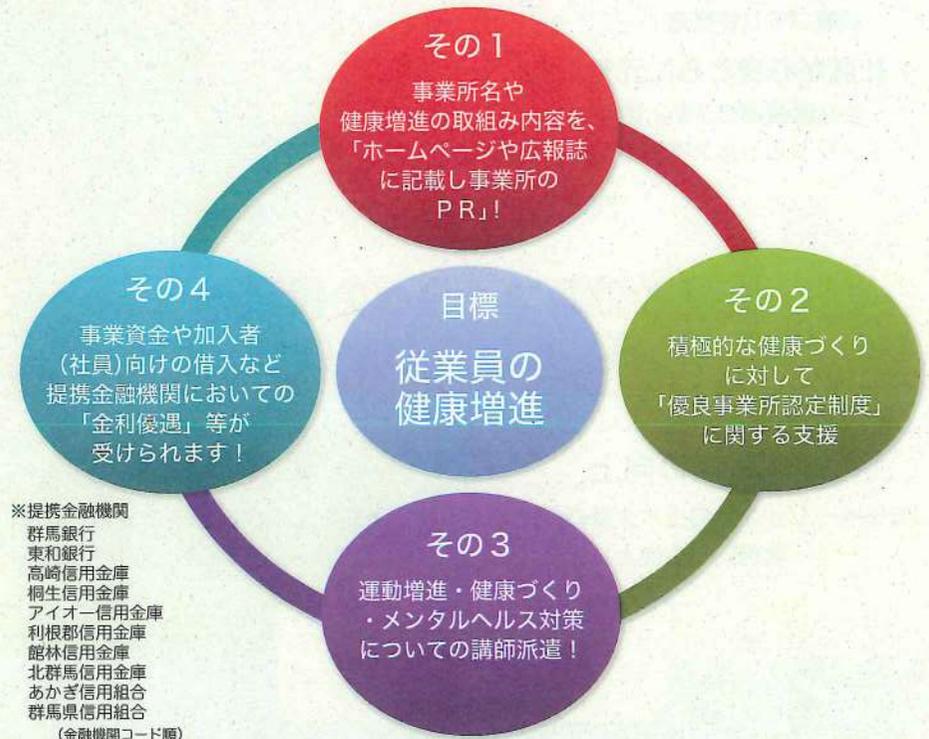
そのため、国が推奨する「健康経営」に事業所が取り組むことで、従業員の健康増進により、単に医療費の抑制だけでなく、企業の生産性の向上・職場環境の改善・イメージアップ等が見込まれます。

働き盛りの従業員が病に倒れた時は、社会保障負担の増加のみならず、企業に与えるダメージは、大きいものと考えられます。

そこで、各事業所が従業員の健康を資源と捉え、従業員の「健康状況の把握」・「健康づくりの推進」・「生活習慣病の予防・改善」・「メンタルヘルス不調の予防・改善」等について、「生き活き健康事業所宣言」をきっかけに、事業所ぐるみで健康増進に取り組んでみませんか!

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

宣言のメリット!



協力機関 : 群馬県・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県スポーツ協会
群馬県商工会議所連合会・群馬県商工会連合会・群馬県中小企業団体中央会
群馬県経営者協会・群馬県法人会連合会・群馬県社会保険労務士会・群馬県社会保険協会

健康経営とは？

近年、日本では従業員の健康を大切にすることで会社の収益性を高める「健康経営」が注目を集めています。「健康経営」はアメリカで注目を集めている経営戦略の一つであり、健康な社員は生産性も高く、業績に貢献できるため、企業が従業員の健康に積極的に配慮することで、持続的な収益が将来期待できます。

健康優良事業所の創出！

■ 事業主・人事総務担当者が社員の健康づくりをサポート！

- ・健康状況（リスク）の把握
- ・健康づくりの推進

■ 社員が心身ともに元気に働ける企業に！

- ・生活習慣病の予防、改善
- ・メンタルヘルス不調の予防、改善

社員の健康づくりへの投資は、業績にも良い影響をもたらします！

① 生産性の向上

- モチベーションの向上・欠勤の低下
- ・業務効率の向上

② 負担軽減

- 疾病予防による疾病手当の支払い減少
- ・長期的に健康保険料負担軽減

企業のメリット

③ イメージアップ

- 企業ブランド価値の向上
- ・社内的、対外的イメージ向上

④ リスクマネジメント

- 事故、不祥事の予防
- ・労災発生の予防

■ 健康事業所宣言をするには、次の取り組みをお願いします。

まず、事業主様が「生き生き健康事業所宣言」をしていただきます！

※ 宣言をしていただいた場合、「宣言書」と「日常ながら運動実践BOOK」を送付いたします。



1. 健康診断の実施

⇒法令に従い、社員に対して「定期健康診断」を実施します。35歳以上の社員には「生活習慣病予防健診」をご利用いただくか、定期健康診断結果の提供を行います。また、扶養家族の特定健診の受診を推奨します（40歳以上の受診対象者には、ご自宅に、特定健康診査受診券を送付しています）。

2. 社員・家族の生活習慣改善を支援（保健指導対象者に該当した場合）

⇒協会けんぽのメタボ予防・解消のための「特定保健指導」を利用します。社員のうち保健指導対象者の方に対して、健診後「保健指導のご案内」を送付いたしますので、ご協力をお願いします。また、扶養ご家族のうち保健指導対象者の方に対しては、ご自宅に、特定保健指導利用券をお送りします。

3. 社員・家族の二次検査・治療の推奨

⇒健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関にて受診するように推奨します。

4. 事業所健康増進対策 ～事業所オリジナルプラン～

・エントリーシートで報告する際は、事業所オリジナルプランの中からの1つ以上の取り組みを選んでいただくようお願いいたします。（事業所オリジナルプランは高血圧対策が必須です。）取り組み内容については、ご相談いただけます。

- **高血圧対策** 〔高血圧は、加齢等が関係するとともに、生活習慣が深く関わってきます。高血圧の危険因子の多くは、生活習慣を改善することで減らすことができます。〕
(取組例) ・社内に血圧計を設置し定期的に測定する
・食事の減塩に対する周知をする など
- **禁煙対策** 〔喫煙期間が長い・喫煙本数が多いほど、たばこの害による病気のリスクが高くなります。禁煙を実行すれば、病気のリスクが確実に減っていきます。〕
(取組例) ・禁煙日（禁煙時間）を設定する
・禁煙や受動喫煙の害について情報発信を行う など
- **運動の増進** 〔日々、時間をつくって運動することは難しいかもしれませんが、体を動かす機会は日常生活のなかでたくさんあります。〕
(取組例) ・ウォーキング習慣
・ラジオ体操やストレッチを行う など
- **メンタルヘルス対策の実施** 〔ストレスからくる不調を防ぐには、ストレスに対する抵抗力を持つことが重要です。また、自分なりのストレス解消法をもっていることが大切です。〕
(取組例) ・あいさつ運動を行う
・メンタルヘルスに関する情報提供や研修を行う など

■ 健康事業所宣言のエントリー及び注意点等

● 群馬支部活動方針

- ・群馬支部健康づくりの一環として、事業所様と連携した取り組みの一つです。
- ・この取り組みは、日本健康会議の活動方針、「健康なまち・職場づくり宣言2020」の中で、協会けんぽも連携して進めます。

● 健康事業所宣言の基本条件

- ・健康保険委員委嘱事業所であること。宣言と同時に委員登録することも可能です。
- ※登録に関する詳しいことは協会けんぽ群馬支部へご連絡ください。

● 健康づくり取り組み状況の更新及び報告

- ・健康事業所宣言された後、登録事業所へ、年1回、健康づくり活動の状況の確認リストを送付いたしますので、報告していただき、その中で更新確認も行います。
- ※他の企業にも参考になる取り組み事例については、協会けんぽ群馬支部ホームページ等により広報させていただきます。なお、掲載についての詳細は直接協会けんぽ群馬支部よりご連絡いたします。

● 健康事業所宣言の見直し

- ・健康づくりメニュー（オリジナルプラン）の見直しなどは随時ご相談に応じます。なお、健康事業所宣言の条件に合わなくなった場合は、取り消される場合もございます。

● 登録費用等

- ・エントリーシートの登録等について費用は一切かかりません。

● その他

- ・役員等（従業員含む）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者はエントリー出来ませんのでご承知ください。

問い合わせ先・送付先

〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4F
 全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ
 電話 027-219-2100 (代表)
 FAX番号 027-219-2106

生き活き健康事業所宣言 エントリーシートについて

当社は社員の健康増進を図り元気に働ける事業所をめざすため「生き活き健康事業所宣言」を行い4項目について取り組みます。

● 健康事業所宣言の流れ等

- ① 「生き活き健康事業所宣言エントリーシート」の提出
- ② 協会けんぽより「宣言書」等の進呈
- ③ 社員等への健康宣言の取り組み周知
- ④ エントリーシートのチェック項目の取り組み
- ⑤ 定期的（年1回）に協会けんぽより取り組み状況確認のチェックリスト等送付
- ⑥ アンケートの好事例事業所等の事業所について取り組み状況など訪問確認
- ⑦ 優良事業所について表彰

- 注) ・事業所の皆様には「健康ベースプラン」及び「事業所オリジナルプラン」について取り組んでいただきます。
 ・エントリーシートの記入方法や取り組み等のご不明な点は、協会けんぽにご連絡（027-219-2100）ください。

裏面エントリーシートの記入例

生き活き健康事業所

健康ベースプラン

次の4項目について取り組みます。

1. 健康診断の実施
 ・法令に依り、社員に対して「定期健康診断」を実施します。
 ・また、従業員数の特定職種の医師をします。
2. 社員的生活習慣改善を支援（健康増進対策に該当した場合）
 ・協会けんぽのメタボに該当した「特定保健指導」を利用します。
3. 検査・治療の促進
 ・医師の指導等、再検査や治療の必要があった場合、医療機関を受診するように推奨します。
4. 事業所健康増進対策として下記の「事業所オリジナルプラン」から1プラン以上選んで取り組みます。（複数に記入可能）
 ※項目2と・29を選んだ場合は、その他のプランも併せて選んでください。

項目	選択した取組 (チェック)	目標	効果	
			高血圧 対策	健康 づくり 全般
1	<input checked="" type="checkbox"/>	ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	●	●
2	<input checked="" type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆやソースなどを減塩商品に替える	●	●
3	<input checked="" type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆを減塩コントロールタイプに替える	●	●
4	<input checked="" type="checkbox"/>	社内で定期的な休日（朝食・甘味飲料）を設定する	●	●
5	<input checked="" type="checkbox"/>	「食塩摂取量（男性8g、女性7g）、高血圧治療中の方156g未満）、 や「野菜の1日当たりの摂取量」を把握する	●	●
6	<input type="checkbox"/>			
7	<input type="checkbox"/>	地震前などにラジオ体操を実施する	●	●
8	<input type="checkbox"/>	昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	●	●
9	<input type="checkbox"/>	社内で階段利用強化週間・月間などを設定する	●	●
10	<input type="checkbox"/>	運動不足解消のため、歩数計の活用やウォーキングを実施する	●	●

「選択した取組」に○
 又はし点を表示してください。
 （複数選択可）

記入項目以外で独自の
 取り組みがある場合空白欄
 にご記入ください。

協力機関： 群馬県・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県スポーツ協会
 群馬県商工会議所連合会・群馬県商工会連合会・群馬県中小企業団体中央会
 群馬県経営者協会・群馬県法人会連合会・群馬県社会保険労務士会・群馬県社会保険協会

生き生き健康事業所宣言エントリーシート

平成 年 月 日

健康ベースプラン

次の4項目について取り組みます。

- 健康診断の実施
 - 法令に従い、社員に対して「定期健康診断」を実施します。
 - また、扶養家族の特定健診の推奨をします。
- 社員の生活習慣改善を支援（保健指導対象者に該当した場合）
 - 協会けんぽのメタボに着目した「特定保健指導」を利用します。
- 検査・治療の推奨
 - 健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関を受診するように推奨します。
- 事業所健康増進対策として下の表の「事業所オリジナルプラン」から1プラン以上選んで取り組みます。（表面に記入例有）
 - ※項番28・29を選んだ場合は、その他のプランも併せて選んでください。

事業所住所 事業所名称 事業主名 電話番号 (- -)	
ご担当者氏名	(所属職名)
健康管理責任者氏名	(所属職名)
事業所記号（保険証の記号） ()	
エントリーシートを提出後、事業所名及び所在地を協会けんぽ群馬支部ホームページ掲載の同意について右のいずれかに○を付けてください。	同意する ・ 同意しない

なお、「ご担当者」様が健康保険委員に委嘱されることに同意します。
記入押印のうえ郵送またはFAXにてご報告ください FAX番号 027-219-2106
(全国健康保険協会群馬支部企画総務グループ宛)



事業所オリジナルプラン

	項番	選択した取組(チェック)	目標	効能				項番	選択した取組(チェック)	目標	効能		
				高血圧対策	メンタルヘルス対策	健康づくり全般					高血圧対策	メンタルヘルス対策	健康づくり全般
食事	1	<input type="checkbox"/>	ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	●		●	嗜好品	17	<input type="checkbox"/>	社用車を禁煙にする	●	●	●
	2	<input type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆやソースなどを減塩商品に替える	●		●		18	<input type="checkbox"/>	社内で禁煙日をつくる	●	●	●
	3	<input type="checkbox"/>	社内で使用するしょうゆ差しを量調整可能タイプに替える	●		●		19	<input type="checkbox"/>	就業時間内は全面禁煙にする	●	●	●
	4	<input type="checkbox"/>	社内で定期的な休甘日（間食・甘味飲料）を設定する	●		●		20	<input type="checkbox"/>	喫煙室をつくり、空間分煙をおこなう	●	●	●
	5	<input type="checkbox"/>	「食塩摂取量(男性8g、女性7g、高血圧治療中の方は6g未満)」や「野菜の1日当たりの摂取量」を周知する	●		●		21	<input type="checkbox"/>	敷地内禁煙をおこなう	●		●
	6	<input type="checkbox"/>						22	<input type="checkbox"/>	喫煙者には禁煙サポートの保険薬局や禁煙外来への相談を勧める	●		●
運動	7	<input type="checkbox"/>	始業前などにラジオ体操を実施する	●	●	●	23	<input type="checkbox"/>	社内で適度な飲酒量（純アルコール20g(日本酒1合、ビール500ml、女性は半分まで)）を周知する	●	●	●	
	8	<input type="checkbox"/>	昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	●	●	●	24	<input type="checkbox"/>	社内で休肝日をつくる	●		●	
	9	<input type="checkbox"/>	社内で階段利用強化週間・月間などを設定する	●		●	25	<input type="checkbox"/>					
	10	<input type="checkbox"/>	運動イベントを企画したり、県内外の運動イベントへ参加する	●		●	その他	26	<input type="checkbox"/>	協会けんぽメールマガジンに登録し、社内で情報を周知する	●	●	●
	11	<input type="checkbox"/>				27		<input type="checkbox"/>	社内に体重計・血圧計・体組成計などを設置する	●		●	
12	<input type="checkbox"/>	社内で毎朝相互にあいさつ運動を実施する	●	●	●	28		<input type="checkbox"/>	社内で食後の歯磨きを推奨する			●	
休養	13	<input type="checkbox"/>	メンタルヘルスのためのセミナーを開催する	●	●	●	29	<input type="checkbox"/>	メンタルヘルス等の相談窓口や担当者を設置する		●	●	
	14	<input type="checkbox"/>	ノー残業デーを定期的に設定し実施する	●	●	●	※事業所オリジナルプランの取組む項目を選択した取組（チェック）欄に○又はし点を表記してください。 記入目標以外に取組がある場合は空いている所にご記入してください。（複数表記可） ※すべての項目が群馬支部のデータヘルス計画の血圧を下げることを目的としておりますので高血圧対策を必須としております。						
	15	<input type="checkbox"/>	皆が参加できるレクリエーションを企画する	●	●	●							
	16	<input type="checkbox"/>											

「生き生き健康事業所宣言」登録事業所様アンケート

平素より、当協会の健康保険事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

社員の皆さまの健康づくりに、当協会の「生き生き健康事業所宣言」事業をご活用いただきありがとうございます。

登録していただいた事業所様に現在の取り組み状況をお伺いし、今後の事業に活かたく、以下アンケートにご協力をお願いいたします。（参考までに、【別紙1】にて以前ご提出された取り組み状況シートを添付しましたのでご確認ください。）

ご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、●月●日（●）までにご返信くださいますようお願いいたします。

1. 取り組み状況の確認

事業所名称	
事業所記号（保険証の記号）	
ご担当者様氏名	
電話番号	

現在のオリジナルプラン取り組み状況について、該当する項目に「✓」を入れてください。

	項番	該当項目に「✓」	取り組み項目		項番	該当項目に「✓」	取り組み項目
食事	1		ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	嗜好品	17		社用車を禁煙にする
	2		社内で使用するしょうゆやソースなどを減塩商品に替える		18		社内で禁煙日をつくる
	3		社内で使用するしょうゆ差しを量調整可能タイプに替える		19		就業時間内は全面禁煙にする
	4		社内で定期的な休甘日（間食・甘味飲料）を設定する		20		喫煙室をつくり、空間分煙をおこなう
	5		「食塩摂取量（男性8g、女性7g、高血圧治療中の方は6g未満）」や「野菜の1日当たりの摂取量」を周知する		21		敷地内禁煙をおこなう
	6				22		喫煙者には禁煙サポートの保険薬局や禁煙外来への相談を勧める
運動	7		始業前などにラジオ体操を実施する	23		社内で適度な飲酒量（純アルコール2.0g（日本酒1合、ビール500ml、女性は半分まで）を周知する	
	8		昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	24		社内で休肝日をつくる	
	9		社内で階段利用強化週間・月間などを設定する	25			
	10		運動イベントを企画したり、県内外の運動イベントへ参加する	その他	26		協会けんぽメールマガジンに登録し、社内で情報を周知する
	11				27		社内に体重計・血圧計・体組成計などを設置する
12		社内で毎朝相互にあいさつ運動を実施する	28			社内で食後の歯磨きを推奨する	
休養	13		メンタルヘルスのためのセミナーを開催する	29		メンタルヘルス等の相談窓口や担当者を設置する	
	14		ノー残業デーを定期的に設定し実施する				
	15		皆が参加できるレクリエーションを企画する				
	16						

※ 裏面もあります

2. 健康経営優良法人認定制度への応募について

「健康経営優良法人認定制度」とは

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

本認定制度は、中小規模の企業や医療法人等を対象とした「中小規模法人部門」と、規模の大きい企業や医療法人等を対象とした「大規模法人部門」の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

今年度、健康経営優良法人の応募を希望しますか
(該当する項目に「✓」を入れてください)

希望する 今後検討してみる 希望しない

※申請手続きは群馬支部が全面的にサポートします

次項の 3. 健康経営推進状況チェック についても漏れなくご回答をお願い申し上げます。

3. 健康経営推進状況チェック

大項目	中項目	小項目	取組項目	該当項目に「✓」	
1	経営理念 ※必須		健康事業所宣言の社内外への発信		
			経営者自身の健康診断受診		
2	組織体制 ※必須		健康づくり担当者の設置（健康保険委員委嘱）		
3 制度・ 施策 実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握 ※必須	従業員の健診について周知及び受診勧奨	} いずれかにチェック	
			従業員の健診について周知している		
			従業員の健診は個人に任せている		
			二次検査対象者全員に、受診を促し実施し結果を把握している	} いずれかにチェック	
			二次検査対象者全員に、受診を促している		
			二次検査の受診は個人に任せている		
	対策の検討		対策を検討し実施している	} いずれかにチェック	
			「具体策」（ ）		
			対策を検討したが実施はこれからの予定		
			対策の検討はこれからの予定		

3 制度・施策 実行	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークライフバランスの推進	自らの意思で健康を手に入れる能力の養成	管理職又は一般社員に対して研修等への参加機会を設定し、研修後は健康情報の周知を行なっている		
			管理職又は一般社員に対して研修等への参加機会を設定している		
			協会けんぽのメールマガジンに登録し、社内で健康づくりに関する情報提供を行なっている		
			協会けんぽのメールマガジン以外から情報収集し、社内で健康づくりに関する情報提供を行なっている		
			その他 ()		
	ワークライフバランスの推進	ワークライフバランスの推進	過労防止やリフレッシュのため定められた休日を確実に取れるようにしている		
			その他 ()		
			職場の活性化	コミュニケーションの促進に向けた取り組みを実施している (実施例：社員旅行、社内運動会等)	
				運動機会の増進に向けた取り組みを実施している (実施例：ラジオ体操、クラブ活動、フィットネス利用料の会社負担等)	
	従業員が利用できる休憩室 (食事・休憩・仮眠等) を確保している				
病気の治療と仕事の両立支援	病気の治療と仕事の両立支援	体調の悪い時は、休養をとったり病院を受診できるようにしている			
		その他 ()			
従業員の心と身体 の健康づくりに向けた 具体的対策	健康づくり支援・保健指導 ※必須	特定保健指導の利用を促している			
		健康に関して相談できる外部機関や専門家を把握し活用している			
		産業医による指導を実施している			
		その他 ()			
	健康増進・生活習慣病予防対策	別紙アンケート「取り組み状況の確認」にてチェック済み			

3 制度・施策実行	従業員の心と身体 の健康づくりに向け た具体的対策	職場環境の整備	照度：作業内容に適した十分な明るさを測定し、確保している	
			空調：作業内容に応じて、作業者に適切な温度・湿度・清潔を保つための設備及び測定器を設置し、利用している	
			★音環境：騒音源をできるだけ遮断する対策をとっている	
			★保護具：心身への影響を予防するための保護具を配布し、正しい使い方を伝え、着用状況を確認している	
			作業姿勢：VDT症候群・腰痛など、作業による健康障害を軽減する対策をとっている	
			整理整頓：定期的に、職場の整理整頓をおこなっている	
			応急処置の準備：職場で救急箱等、応急処置ができる物品を準備している	
			健康測定器の設置：従業員が気軽に使用できる場所に健康測定器（血圧計、体重計など）を設置し、利用を勧めている	
			自動販売機：ノンカロリー飲料を入れている	
			その他（ ）	
	感染症予防対策	手洗いうがい等の励行を促している		
		インフルエンザ予防ワクチン接種等の実施を促している		
その他（ ）				
過重労働対策	長時間労働者への対応を行なっている			
	「具体策」（ ）			
メンタルヘルス対策	心の健康やストレスについての知識や情報を提供している			
	職場に相談する担当者や窓口を設けている			
	メンタルヘルス専門機関を把握している			
	その他（ ）			

4 評価・改善	協会との連携 ※必須	生活習慣病予防健診を利用している	
		生活習慣病予防健診を利用していない場合、40歳以上の従業員の健診データを提供している	
		活動量計貸出事業を利用している	
		事業所健康セミナー等講師派遣無料事業を利用している	
		その他（ ）	
5 法令遵守・リスクマネジメント	定期健診実施率（実質 100%）		
	50人以上の事業場の場合、ストレスチェックを実施している		
	50人未満の事業所であるがストレスチェックを実施している		
6 その他の取り組み	従業員の健康づくり対策について群馬支部の支援を希望しますか（どちらかに「✓」を入れてください） <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
	健康経営について独自の取り組みについて、以下にご自由にご記入ください		

ご回答ありがとうございました

※回答いただいた結果につきましては今後、貴社の健康経営の支援や表彰制度等、事業運営の参考にさせていただく予定です。また、アンケート内容について個社別の情報については、一切公表いたしません。

【お問い合わせ先】
 全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ
 TEL 027 - 219 - 2100

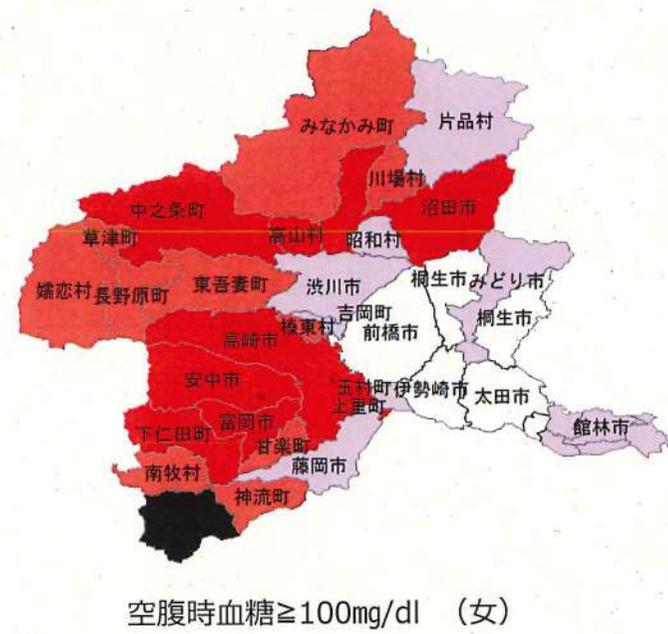
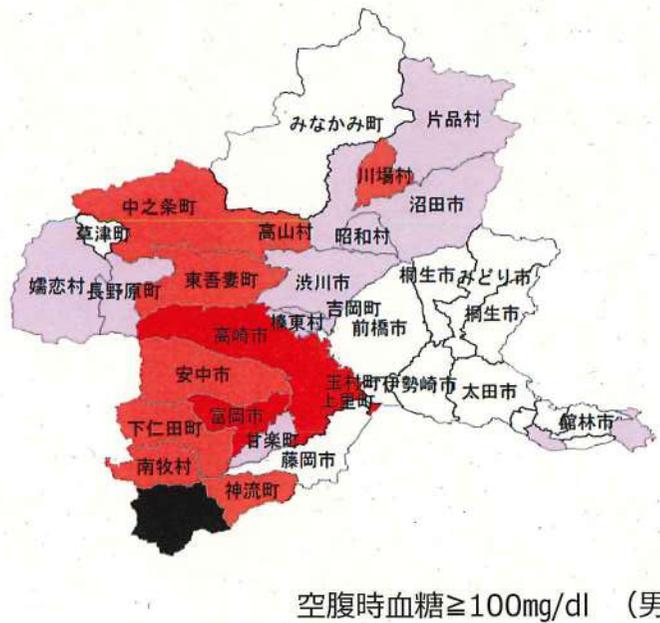
協会けんぽ群馬支部 健康づくり協議会(資料)
ぐんまの健康状態 2015

平成30年8月20日

群馬の健康状態 2015

40歳～74歳 (基準：全国)

- 少人数非表示
- 有意に高い
- 高いが有意でない
- 低いが有意でない
- 有意に低い



群馬の健康状態 2015

40歳～74歳 (基準：全国)

- 少人数非表示
- 有意に高い
- 高いが有意でない
- 低いが有意でない
- 有意に低い



中性脂肪 $\geq 150\text{mg/dl}$ (男)



中性脂肪 $\geq 150\text{mg/dl}$ (女)



高血圧 $\geq 140/90\text{mmHg}$ または服薬 (男)



高血圧 $\geq 140/90\text{mmHg}$ または服薬 (女)

群馬支部における後発医薬品使用状況

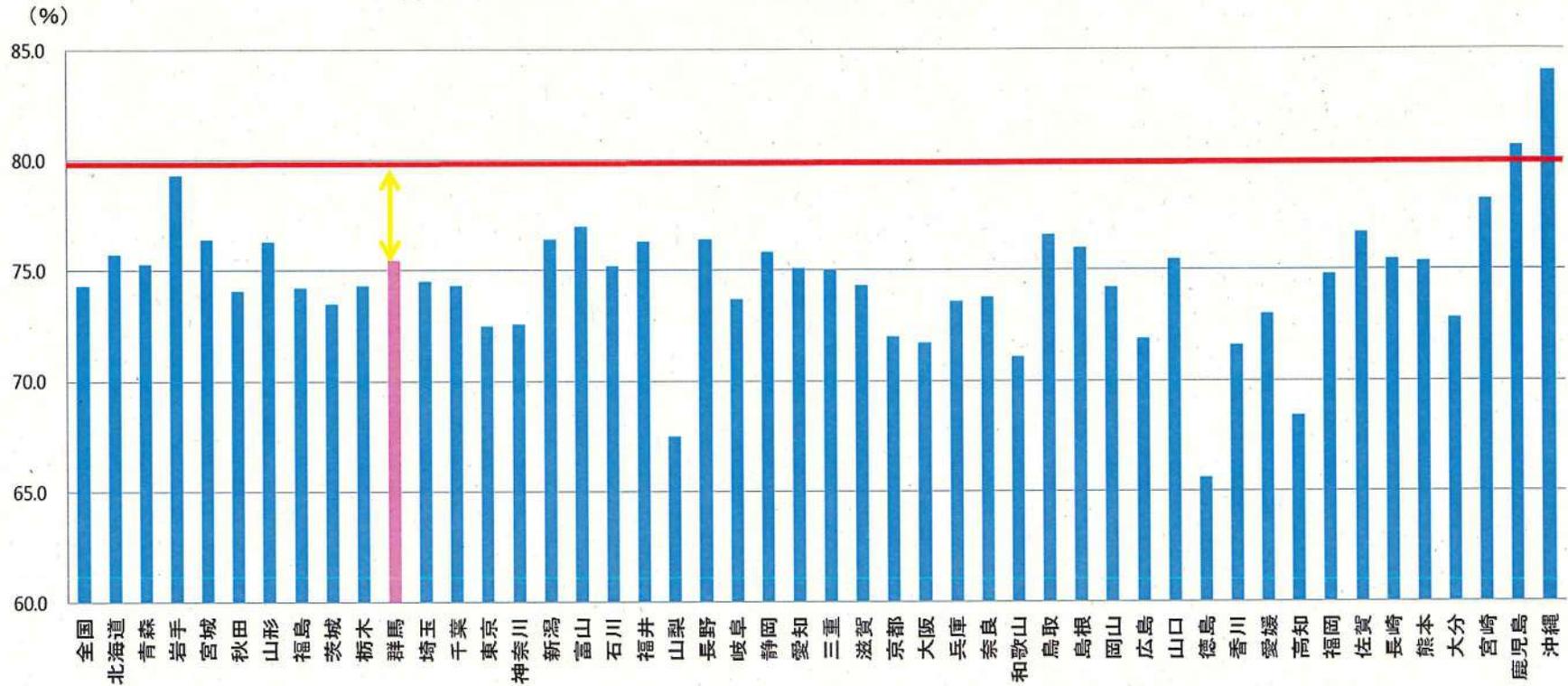
全国健康保険協会 群馬支部

2018.5.31

群馬支部のジェネリック医薬品使用状況

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合

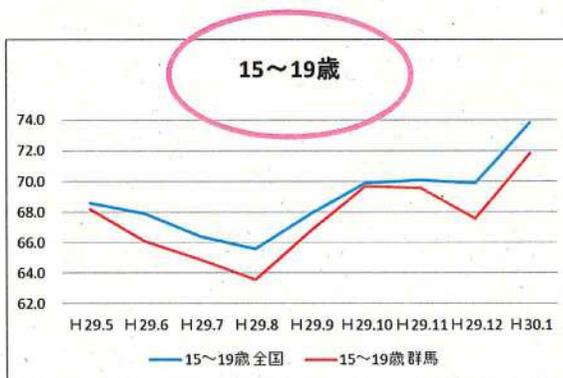
調剤数量ベースH30.1



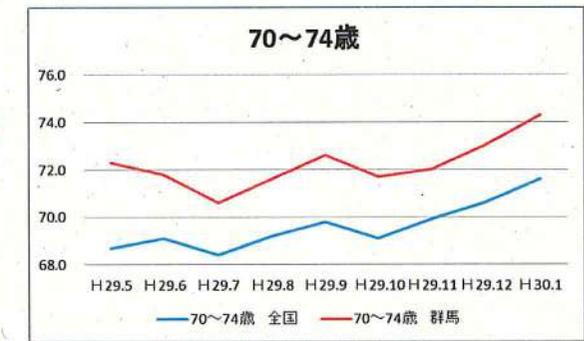
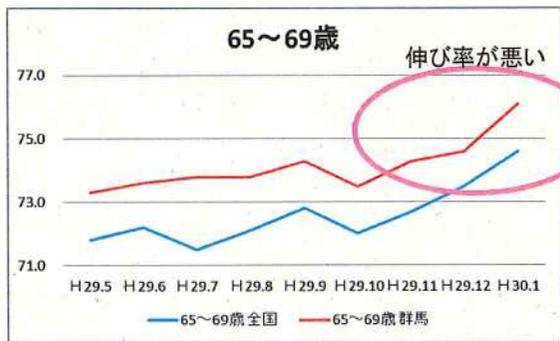
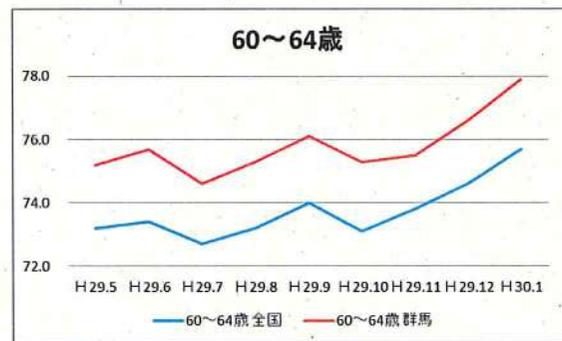
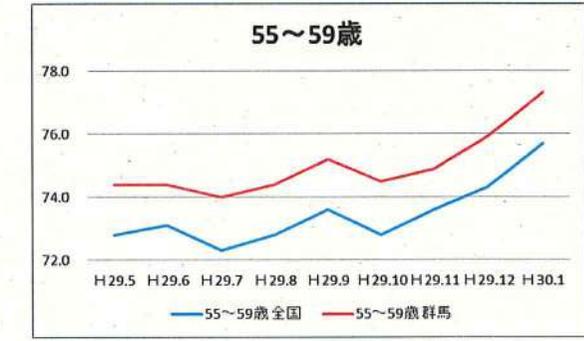
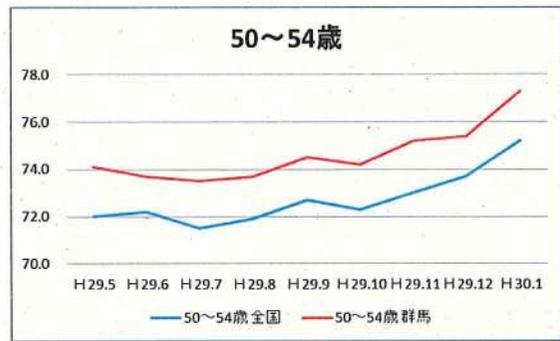
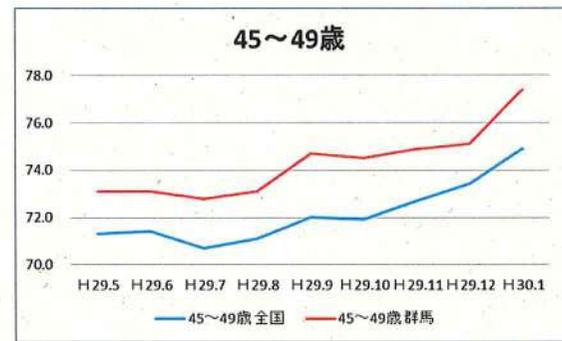
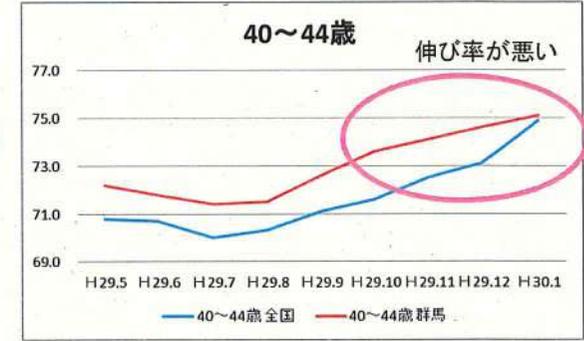
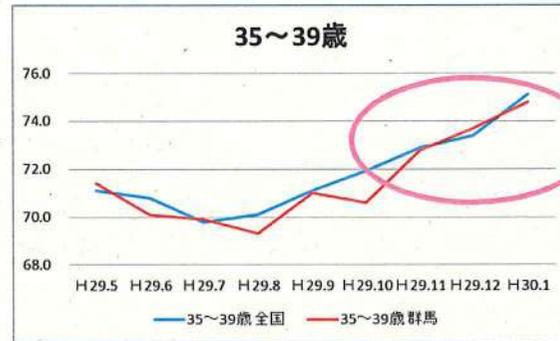
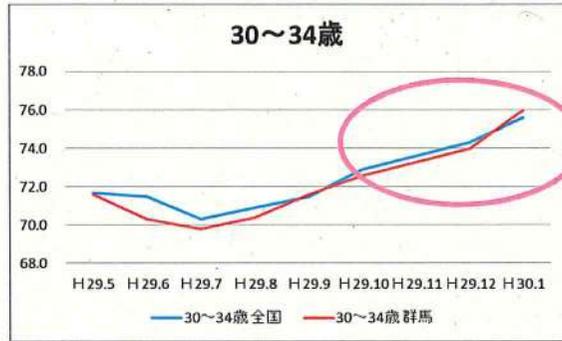
群馬支部 年齢階級別経年ジェネリック医薬品使用状況 H30.1 75.5% 新指標

	0～4歳		5～9歳		10～14歳		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70～74歳			
	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国	群馬		
H29.5	65.7	66.0	60.9	59.9	63.8	62.0	68.6	68.2	70.7	69.1	71.7	70.9	71.7	71.6	71.1	71.4	70.8	72.2	71.3	73.1	72.0	74.1	72.8	74.4	73.2	75.2	71.8	73.3	68.7	72.3		
H29.6	65.8	66.5	61.6	61.6	63.9	62.4	67.9	66.1	70.8	70.5	71.5	71.5	70.3	70.8	70.1	70.7	71.8	71.4	73.1	72.2	73.7	73.1	74.4	73.4	75.7	72.2	73.6	69.1	71.8			
H29.7	64.7	65.1	59.2	57.8	61.2	58.7	66.4	64.9	69.4	68.8	70.4	71.3	70.3	69.8	69.8	69.9	70.0	71.4	70.7	72.8	71.5	73.5	72.3	74.0	72.7	74.6	71.5	73.8	68.4	70.6		
H29.8	65.2	65.2	59.1	57.8	60.4	59.4	65.6	63.6	69.8	69.5	71.0	71.4	70.9	70.4	70.1	69.3	70.3	71.5	71.1	73.1	71.9	73.7	72.8	74.4	73.2	75.3	72.1	73.8	69.2	71.6		
H29.9	65.5	67.1	60.3	61.5	63.1	62.9	67.9	66.8	70.7	71.3	71.8	71.9	71.5	71.6	71.1	71.0	71.1	72.6	72.0	74.7	72.7	74.5	73.6	75.2	74.0	76.1	72.8	74.3	69.8	72.6		
H29.10	66.6	68.5	61.4	62.7	64.9	64.1	69.9	69.7	72.2	73.0	72.9	72.5	72.9	72.6	71.9	70.6	71.6	73.6	71.9	74.5	72.3	74.2	72.8	74.5	73.1	75.3	72.0	73.5	69.1	71.7		
H29.11	68.9	72.4	63.5	65.3	65.4	66.1	70.1	69.6	72.9	72.1	73.7	74.1	73.6	73.3	72.9	72.8	72.5	74.1	72.7	74.9	73.0	75.2	73.6	74.9	73.8	75.5	72.7	74.3	69.9	72.0		
H29.12	69.6	71.0	64.6	65.9	66.7	65.8	69.9	67.6	73.1	73.4	74.1	73.3	74.3	74.0	73.4	73.7	73.1	74.6	73.4	75.1	73.7	75.4	74.3	75.9	74.6	76.6	73.5	74.6	70.6	73.0		
H30.1	71.1	72.7	66.6	67.6	69.9	69.8	73.8	71.8	75.6	75.7	75.9	75.3	75.6	76.0	75.1	74.8	74.9	75.1	74.9	77.4	75.2	77.3	75.7	77.3	75.7	77.3	75.7	77.9	74.6	76.1	71.6	74.3

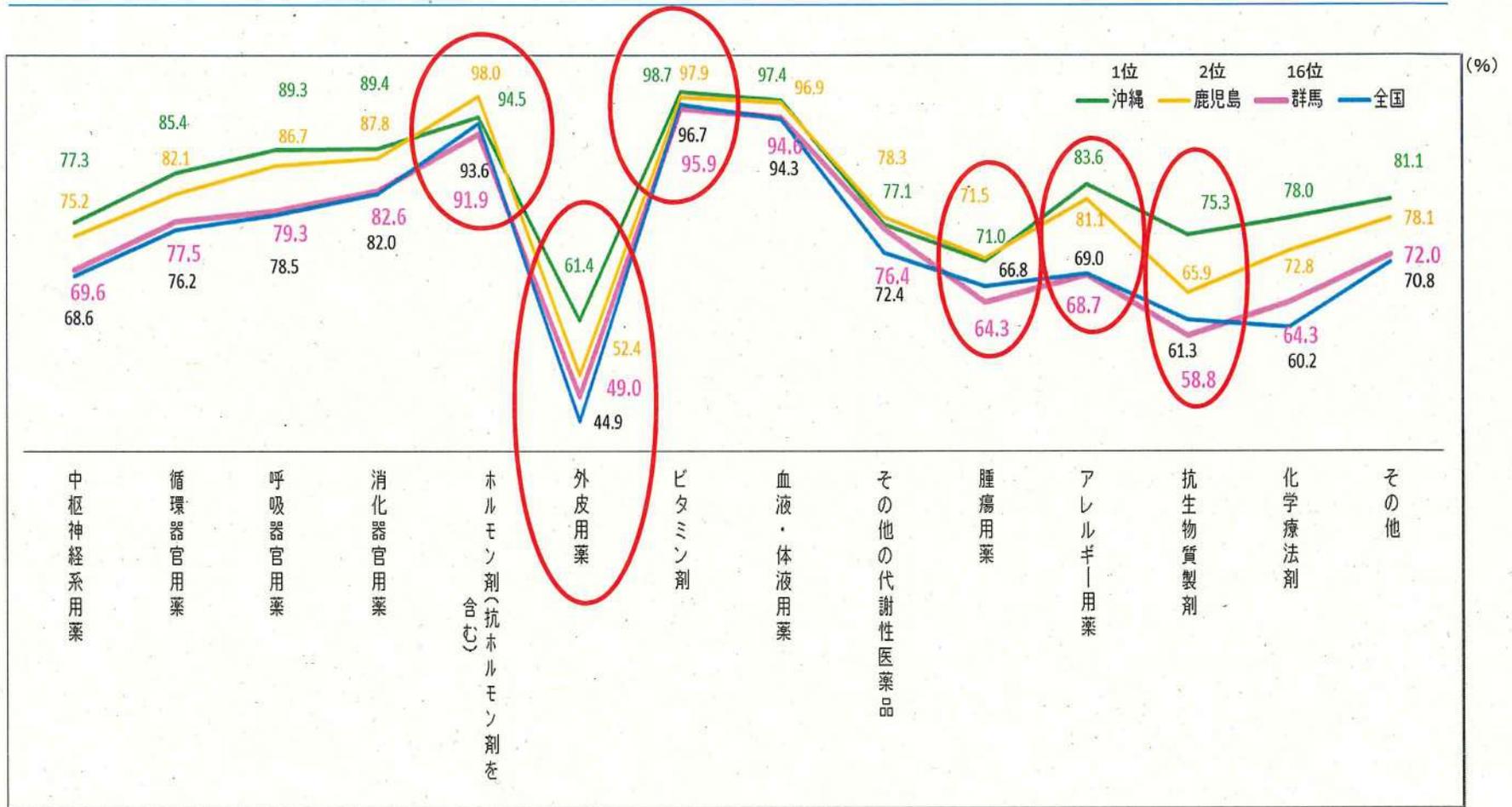
※若年層は、全国平均と比べて使用率が悪い。まずは、群馬支部の使用率(H30.1 75.5%)まで底上げをする



群馬支部 年齢階級別経年ジェネリック医薬品使用状況 H30.1 **75.5%** 新指標



群馬支部 薬効分類別ジェネリック医薬品使用状況 H30.1 **75.5%** 新指標



外用薬全体的に使用率が悪い
腫瘍用薬・アレルギー用薬・抗生物質製剤が全国平均より低い

P2~9 協会けんぽ本部提供 医薬品使用状況統計表より
 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
 注2. 加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したもの。
 注3. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

事業者健診結果の提供方法について

対象

40歳以上の協会けんぽ加入の被保険者
(協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診される方は不要です)

まずは『同意書』をご提出ください。



健診結果データは受診された健診機関から
所定のデータ形式で協会けんぽに提供されます。

氏名	
性別	
生年月日	
健康保険番号	
勤務先	
健康診断実施機関	
健康診断実施年月	
健康診断実施項目	
健康診断実施結果	

※受診された健診機関にてデータが作成できない場合は、
事業所様へ健診結果(紙)のコピーの提供をお願いすることがあります。



個人情報だけど、健診結果を提供しても問題ないの？

事業主が保険者(※)に健診結果を提供することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されています。
だから、個人情報の保護に関しても問題ありませんよ。

高齢者の医療の確保に関する法律 第27条(抜粋)

2. 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

※保険者とは、協会けんぽや健康保険組合、市町村国保など健康保険の運営主体のことです。



よし、じゃあ健診結果を提供してみるか！！
同意書を準備してくれ！

事業主のみなさまへ

事業者健診(定期健康診断)結果の ご提供をお願いします

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づき
事業主が実施する定期健康診断のことです。

なぜ？

- 健康保険料率を引き下げるため！
- 従業員の健康増進！

詳しくは次頁へ



全国健康保険協会群馬支部 保健グループ

〒371-8516

群馬県前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4F

電話 027-219-2104(保健グループ直通)



健診結果を提供すると、いいことあるの？



それはうれしいサービスだね。ぜひ社員にも受けさせたいな。

提供した健診結果を基に、生活習慣病のリスクの高い従業員は、保健師・管理栄養士さんの保健指導（健康相談）を利用することができます。

食事や運動など、生活習慣改善のためのアドバイスやサポートを**無料**で利用できます。

会社に来てくれるので、会社で健康相談を受けられます。

※特定保健指導は、健診結果データに基づき、メタボリスクの条件に該当された場合に、順次ご案内いたします。

※協会保健師・管理栄養士、又は専門委託業者に委託して特定保健指導を行っています。



保健指導を受けて生活習慣を改善すれば、将来の生活習慣病の発症が予防できてみんな安心して働けますね。

さらに、医療費の増加の抑制につながって、私たちの将来の健康保険料率上昇の抑制にもつながるんですよ。

健診結果の提供はその第一歩ですね。

社長、わが社も健診結果を提供しましょう！

※健診結果を提供していただくことにより、協会けんぽの特定保健指導実施率が向上します。これにより、後期高齢者医療への支援金負担が軽減される要因にもなり、健康保険料率上昇の抑制につながります。



さらに

いま
話題の

健康経営[®]の取り組みにもなります！

健康経営とは

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

企業が従業員の健康を重要な経営資源であると捉え、従業員の健康増進に積極的に取り組む経営スタイル。従業員の健康管理に経営側が積極的に関わり、心身ともに元気で働ける環境をつくることにより、以下のようなメリットが生まれます。



従業員様にはいつまでも元気で活躍いただきたいというのが協会けんぽの願いです。

まずは健診結果の提供、保健指導の利用から始めてみませんか？

健診結果の提供方法は最後のページで！

※協会けんぽ群馬支部では、「生き活き健康事業所宣言」事業で、健康づくりをサポートしています

会社へのご訪問も都合に合わせて調整いたします。
お気軽にご相談ください。

例えば…



お昼休憩の時間を利用



外回りから戻ってくる
夕方の時間帯を利用



管理室などへ訪問



会議日など従業員さんが
集まれる日を利用する

など

また、「生き活き健康事業所宣言」にエントリーしていただくことで会社の健康課題・健康づくりに関するご相談にも応じます。

例えば、禁煙対策やメタボ対策など。

会社全体の健康づくりの応援・サポートもいたします！

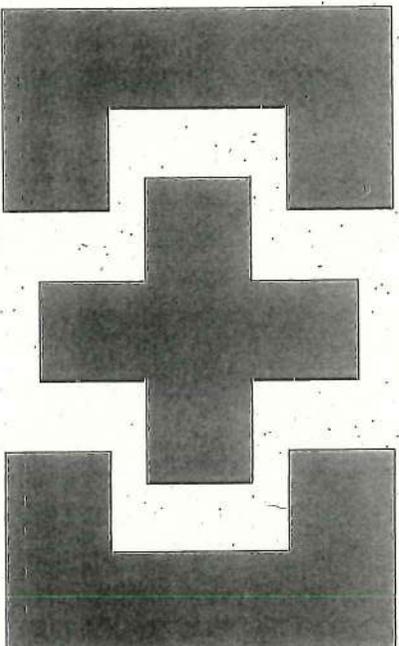


平成30年度

群馬産業安全衛生大会

日時 平成30年7月3日(火) 午後1時00分～

場所 群馬県J・Aビル 大ホール



主催

(一社) 群馬労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 群馬県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部

主唱

厚生労働省 群馬労働局

後援

群馬県・前橋市・群馬県社会保険労務士会・群馬県医師会
上毛新聞社・群馬テレビ・エフエム群馬

協賛

群馬県砕石工業組合

(一社) 日本ボイラ協会群馬支部

(一社) 日本ボイラ協会群馬検査事務所

(一社) 日本クレーン協会群馬支部

(一社) 日本クレーン協会群馬検査事務所

(公社) 建設荷役車両安全技術協会群馬県支部

(独法) 労働者健康安全機構群馬産業保健総合支援センター

全国健康保険協会群馬支部

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 群馬支部

おススメです！

「特定健診」と「がん検診」の ミックス受診



1年に1回 健康チェックをしましょう！

～詳しくは裏面をご覧ください～

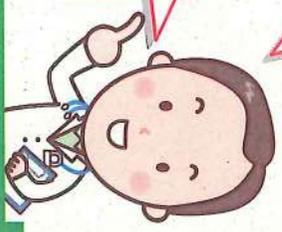
健診クーポンとカードパス

Q 健診は毎年受けるものですか？

A 毎年健診を受けることで、身体の小さな変化に気づくことができます。毎年の健診で、病気が重症化するのを防ぎましょう。

Q 受診券が手元に届く前に受診しても補助は受けられますか？

A 受けられません。協会けんぽの特定健診は受診券がないと受診できません。





平成30年度



前橋市成人歯科健康診査を受けましょう！

対象者

今年度、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・
50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の前橋市民
※対象者には5月中旬に受診シールがご自宅に郵送されています。
※今年度から20歳・25歳が健診対象に追加されました。
※対象年齢は十分にご確認ください。

受診場所

前橋市成人歯科健康診査実施医療機関

※受診シール同封のチラシ、または、健康のしおりをご覧ください。

持ち物

受診シール・健康保険被保険者証

受診期間

平成31年2月末日まで

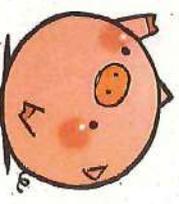
健診費用

無料

※市で定めた健診は無料です。健診の結果、治療が必要な場合には保険給付割合に応じた料金がかかりますので、かかりつけ医にご確認ください。

◆ 歯科健診ってどんなことをするの？

定期的な歯科健診
が必要です☆



口腔内診査

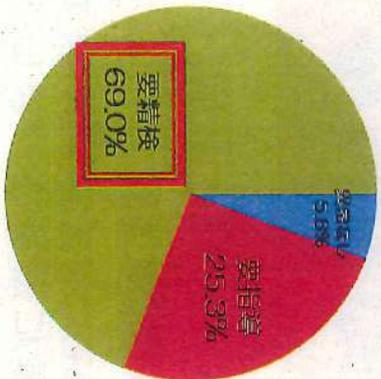
- ・ 歯の状況
(むし歯・かみ合わせのチェック等)
- ・ 歯肉の状況
(歯肉の炎症、歯石の付着、歯周ポケットの有無)
- ・ その他
(顎関節、粘膜の異常、義歯のチェックなど)

【お問い合わせ先】 前橋市 健康部 保健所 健康増進課 (前橋市保健センター内)

TEL 027-220-5708 / FAX 027-223-8849

E-mail kenkouzousin@city.maebashi.gunma.jp

平成29年度に前橋市成人歯科健康診査を受診された69.0%の方が、歯周病等の治療が必要な状況(要精検)でした。



平成29年度成人歯科健康診査結果

歯周病の直接的な原因は、歯周病菌です。
お口の中の菌が、
糖尿病・心疾患・脳梗塞
認知症・誤嚥性肺炎
など様々な全身の病気に影響します。

オーラルケアって知っていますか？



お口の機能が弱くなってきているという意味です。

最近こんな心配はありませんか？



思い当たる方は、オーラルケアの可能性があるかもしれません！！
オーラルケアは身体が衰えていく危険度が**2倍以上**になると言われています。

オーラルケアを予防しましょう！



よく噛んで食べ　たくさんおしゃべりをして　定期健診を受けましょう

健康への第一歩は、定期的なお口のクリーニングから！

群馬県

Keep Japan Clean

社内回覧

トラック広報



人材確保に向けたリクルート活動用DVD撮影

2017.12

■ TOPICS

- 平成29年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施
- 平成30年度税制改正等に関する要望項目

編集発行

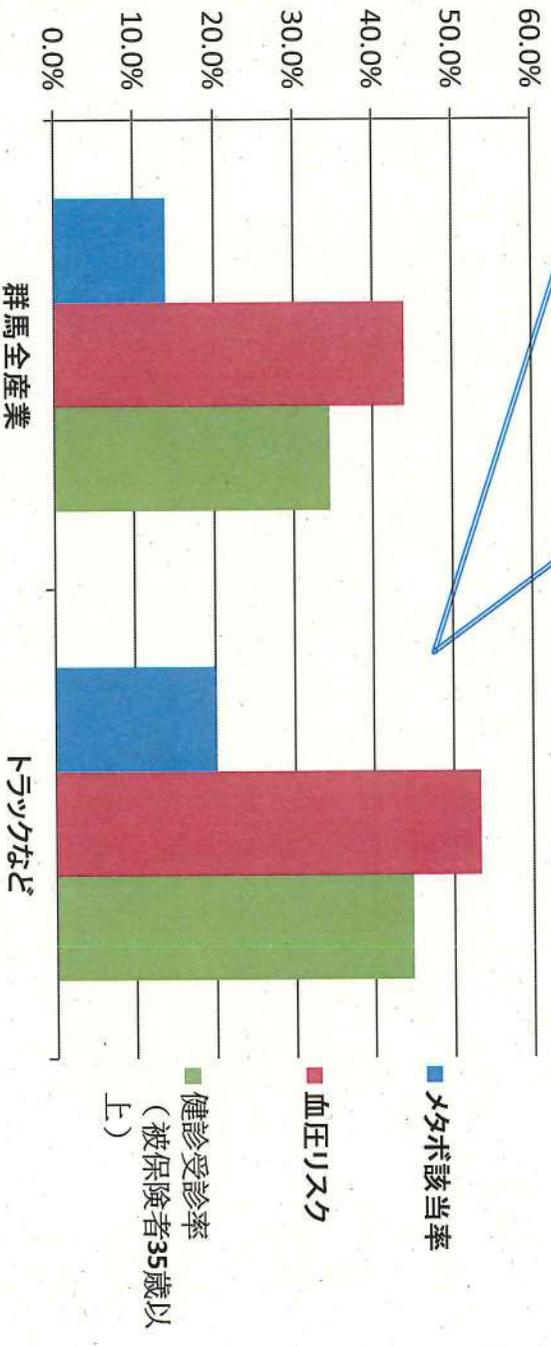
一般社団法人 群馬県トラック協会
陸運労災防止協会群馬県支部

〒379-2194 群馬県前橋市野中町595
TEL 027-261-0244 FAX 027-261-7576
<http://www.gta.or.jp/>

No. 295

協会けんぽにご加入者のトラック業の皆さんは...

生活習慣病予防健診の受診率は比較的高いですが
メタボの該当率が高く **血圧リスク**を持つ方の割合が多い
ことから **動脈硬化が進みやすく**
脳血管疾患や心臓疾患が発症しやすい状況です。



26年度群馬支部加入者健診結果(産業別)

※平成26年度に生活習慣病予防健診を受診した被保険者の健診結果のうち、群馬に事業所のある方のデータを産業別に集計したものです。

脳血管疾患や心臓疾患は 安全運行のための重要な健康課題です!!

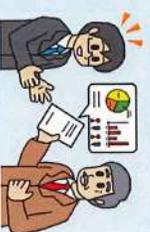
過労死等防止対策推進法(H26年6月)で

第2条 この法律において「過労死等」とは

業務における過重な負荷による**脳血管疾患**若しくは**心臓疾患**を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの**脳血管疾患**若しくは**心臓疾患**若しくは精神障害をいう。

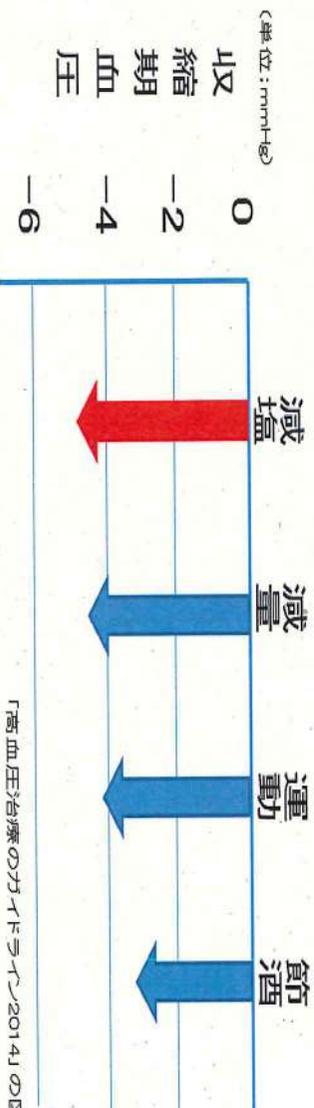
出典:

平成29年10月24日「過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー
(公益社団法人全日本トラック協会・一般社団法人群馬県トラック協会主催)」
群馬産業保健総合支援センター相談員/労働衛生コンサルタント/産業医
藤田晴康氏 講義資料



血圧を下げて 血管を長持ちさせるために...

生活習慣の改善で血圧はこれだけ下がる！



「高血圧治療のガイドライン2014」の図を基に作成

※減塩:平均食塩減少4.6g/日、減量:平均体重減少4.0kg
運動:30～60分の有酸素運動、節酒:平均飲酒減少量76%

加工品は塩分が多いので注意

スープまで飲みすぎで取りすぎです

醤油をかけすぎていませんか?

野菜や果物はカリウムが豊富!

具が多いと栄養バランスが改善!

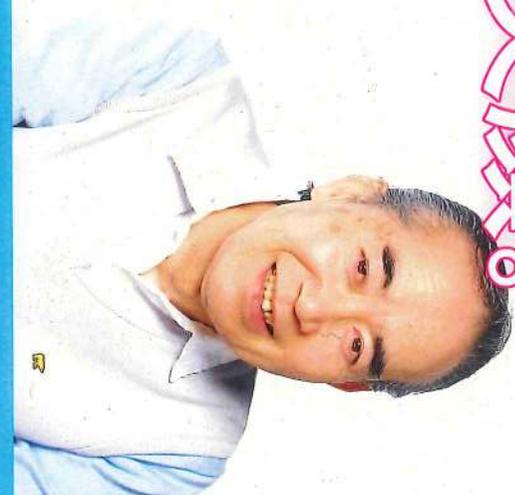
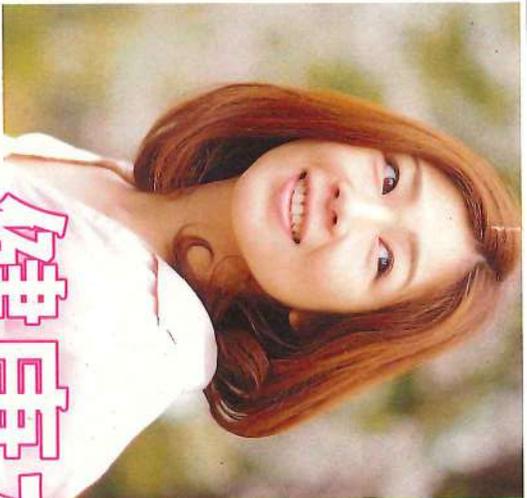
ご飯は塩分は含まれていません

味の濃い食事や加工品を多い食事や麺類を頻繁にとる、醤油などの調味料の使い過ぎにより、塩分を取りすぎると...血管内の塩分濃度を一定に保とうとして、血液が水増しされます。塩1gで125ml血液が増えます。血液が増えることで心臓の負担は増え、血圧も上がります！

麺類のスープを残したり、醤油などの調味料は控えめにしましょう。
野菜・果物・海草類はカリウムが豊富で体内の塩分(ナトリウム)が排泄しやすくなるので、積極的にとりましょう。
麺類やパンには塩分が含まれているので、主食をご飯にかえることもおすすめです。

あなたの血管を守るのはあなた自身です！
できることからチャレンジしましょう。

健康サポートについてのお問い合わせ先
全国健康保険協会(協会けんぽ)群馬支部 TEL:027-219-2104



健康だから、笑顔。

平成30年度も40～74歳の方は 特定健診を受けましょう!

受診シール

平成 **30** 年度

前橋市健康診査
受診シール在中

無料

前橋市国保の方は**受診シール**
(5月中旬送付予定) が必要です

【問合せ】 前橋市国民健康保険課
☎ 027-220-5715

案内パンフレット (A4)

平成30年度(平成29年4月～30年3月)
特定健診(特定健診対象者)のご案内

受診券(セット券)

協会けんぽ加入のご家族の方は**受診券**
(セット券) (4月上旬送付) が必要です

【問合せ】 協会けんぽ群馬支部保健グループ
☎ 027-219-2104

前橋市国民健康保険課・協会けんぽ群馬支部

平成30年度 連携ポスターの掲示・配布状況

掲示協力機関名	掲示依頼日	枚数
前橋年金事務所	4月11日	1
群馬労働局	4月11日	1
労働基準監督署県内8機関	4月11日	8
ハローワーク県内12機関	4月11日	12
群馬県トラック協会	4月16日	3
群馬県バス協会	4月16日	1
健康事業所宣言事業所(前橋市内)12事業所	4月11日	24
前橋駅	4月16日	2
新前橋駅	4月16日	2
上毛電鉄	4月16日	20
永井運輸	4月16日	20
群馬中央バス	4月16日	20
関越交通	4月16日	20
日本中央バス	4月16日	20
群馬バス	4月16日	10
上信電鉄	4月16日	10
赤城タクシー	4月16日	5
協会けんぽお客様窓口	4月9日	1
協会けんぽ支部長室	4月3日	1
前橋市(駒形駅、けやきオーク含む)	4月11日	110
(セゾングループ含む)		
合計		291